

昭和五十九年八月

住友修史室報

第一二二号



南蛮炉 外寸幅三尺四寸、奥行二尺一寸、壁高一尺四寸。材質、内部は炭粉と焼土（後年セメント）を混ぜたもの、外部は素灰。



絞吹1 炉に合銅を装入し、木炭（櫟）を充填・加熱して、合銅を半熔融に保ち、金銀を含有する鉛（貴鉛）を前口から絞り出す（出鉛）。



絞吹2 絞り出すことを繰り返す。この際前炉に出た銅は叩いて鉛を絞
り出し、炉内に押し込む。



絞吹3 良い出鉛を得るためには、経験に培われた手腕がものをいう。
貴鉛の出尽くした銅は海綿状となり、炉内に残る（絞銅）。



貴鉛冷却1 出尽くした貴鉛を、2名の共同作業で、冷却すべく、前炉から切り離す。



貴鉛冷却2 貴鉛を水中で冷却する。



灰吹炉　　炉の材質は南蛮炉に同じ。炉床は骨灰を打ち固めて作る。外寸幅一尺八寸、奥行二尺一寸、壁高一尺二寸。



貴鉛装入　　炭火をおこし、頃合いを見て貴鉛を装入する。



熔解　　鞆の風を強め、貴鉛を熔解する。



酸化・金詰め　　熔解した貴鉛中の鉛は酸化され、さかんに煙が立ちのぼり、大半は密陀となって炉床に染み込む。続けるうちに煙が薄らぎ、炉床には銀が濃縮される（金詰め）。



灰吹銀取り出し 仕上がった銀を炉床から取り出し、水中で冷却する。



灰吹銀 水中で冷却した銀。銀の出来栄えは老練な熟練工の経験と勘がものをいう。

目次

「南蛮吹」の再現について……………	今澤博……………1
住友家法の成立に関する一考察……………	中瀬正雄……………9
—その前駆諸規則を中心として—	
明治十五年「住友家法」……………	41
後記……………	75

口 絵 「南蛮吹」の再現

「南蛮吹」の再現について

今 澤 博

目 次

- 一 はじめに
- 二 「南蛮吹」の技法
- 三 「南蛮吹」の再現
- 四 さいごに

一 はじめに

昨年（昭和五十八年）、「住友の源流」と題する歴史映画が、住友グループ広報委員会によって製作された。映画は住友四〇〇年の歴史を辿り、私も住友の今日的テーマを自らに問いかけようとするものである。この映画のために「南蛮吹」を再現することが、昭和五十七年七月、住友金属鉱山株式会社別子事業所に委託された。映画は創業期（近世初期）と明治維新时期に焦点が当てられている。そして創業期における柱の一つが、「南蛮吹」を中心とする銅の製錬技術である。

住友家の初代・二代の親族で「南蛮吹」の開発者である蘇我理右衛門が、京都寺町通り五条下る（今の寺町通り松原下る）で銅吹きを始めたのは、天正十八年ごろである。当時対外貿易の重要品目であった銅は、かなりの銀が含まれていたと言われる。しかしわが国にまだ銀銅吹分け技術がなかったので、銅の輸出に伴う銀の流出を、みすみす見過すほかなかった。これを食い止めたのが理右衛門の「南蛮吹」の技術であった。理右衛門は何らかの機会に外国人からこの技術の原理を伝え聞き、実験と試行錯誤をくり返して、新技術として完成したものと考えられる。

二 「南蛮吹」の技法

「南蛮吹」の技法は、十九世紀初頭（文化年間）住友家によってまとめられた「鼓銅図録」に述べられている。この外、数種の文献⁽¹⁾を照合すると、「南蛮吹」の技法は次のとおりである。なお南蛮吹という語は、銀銅吹分けを意味する場合（広義）と、その中の一工程である銅鉛吹分けをいう場合（狭義の南蛮吹。絞吹ともいう。）とがあり、やや紛らわしいが、文意をお汲み取り願いたい。

(一) 銅鉛を融合する（合吹）^{あわせ吹き}

銀を含む粗銅を木炭とともに装入し、羽口から送風して溶解する。銅が熔けると逐次鉛を添加し、よく混合する。表面に浮かぶ鏝・滓を掻き出したのち、銅と鉛の合金（合銅）^{あわせどう}を取り出す。

粗銅と鉛の調合比は通常四対一であるが、鉛の量は銅中に含まれる銀量に比例して増減する（合吹きする粗銅中の銀は、通常〇・一％くらいだったと思われる）。溶解量は一回一〇〜四〇貫目、一日約二五〇貫目であった。

(二) 銅鉛を分離する（南蛮吹、絞吹）^{しぼり}

南蛮炉に合銅を装入し、木炭を充填して、羽口から送風しながら加熱する。銅分の熔解直前の温度を維持すると、合銅は粘状になる。粘状になった合銅を前炉で叩いて鉛を絞り出し、銅は炉内に押し戻す。この操作を繰り返して、前炉に鉛分を出し尽くす。この鉛（出鉛）^{でまひ}は、金銀を含む貴鉛である。この工程は、鉛が銅よりも熔け易く、金銀の吸収力が大きい性質を利用したものである。その銀実収率は八〇%を超えたと言われる。

南蛮吹の作業時間は一回約二時間半で、一日三〜四回操作した。装入する合銅は一回一〇〜二〇貫目、木炭は五〜一〇貫目である。なお炉内に残った銅（絞銅^{しほりどう}という）は、小吹にかけられ、棹銅（輸出向け）や各種型銅（内需向け）として出荷された。

(三) 鉛を沈めて銀を取る（灰吹）

南蛮（絞）吹で絞り出した貴鉛を、灰吹炉の灰（骨灰のような細かな灰）製の床の上に置き、木炭を添えて、送風・加熱する。この操作を続けると、鉛は酸化されて一部は揮発し、残りは密陀（密陀僧、一酸化鉛）となって、炉床の灰中に吸収される。こうして次第に鉛が分離され、ついには灰床の上に銀だけが残る。これを灰吹銀という。

この工程における原理は、現在別子事業所精銅工場稼働している分銀炉とほぼ同様である。

(1) 今井典子「近世住友の吹所の研究」(『泉屋叢考』第拾九輯)

九州大学工学部資源工学科所蔵「秋田加護山鉛山及鉛業図」

喜多村寛治「面谷鉛山景況」(『工学叢誌』第二十・二十七・三十三・三十八・三十九卷)

『明治工業史 鉛業篇』

山本武一「銅の話」(『井華』第三・四号、昭和十七年)

三 「南蛮吹」の再現

前述のとおり今回の映画「住友の源流」の製作によって、はからずも「南蛮吹」再現の機会が得られることになった。私も当社の製錬技術屋にとって、往時をしのぶだけでも興味津々たるものがあるが、これを再現するのであるから、タイムカプセルを開いて、じかに手を触れるような感動を覚えた。

しかし江戸時代の技法を誤りなく再現することは可能であろうか。ましてやここに一応再現されたとなると、映像と音響という現代の利器によって、永く後世に伝えられ、「鼓銅図録」現代版に相当するものになりかねない。喜びと同時に、不安と混迷が交錯したのも事実である。

お断りしたいのは、私どもの「再現」は、あくまでも画面に映し出された情景としての再現であって、技術上の正確無比なそれではない。その情景が映像を通して、時代とその技術を十分にイメージさせることを主眼とするものである。

しかしながらその一方で、技術屋の本性として、正確に「南蛮吹」そのものを自らの手でつかみとりたい、という願望も、捨て去ることはできなかった。この二つをいかに合致させるか。結局、限られたスケジュールの中で、文献に基づきつつ、可能な限り実験と解析を試み、しかも往時の現場の情景を彷彿させて限られた上映時間内に収めるために、南蛮吹（絞吹）と灰吹の二つを再現することにした。

(一) 合吹

前述のとおり合吹炉そのものは再現しなかったが、次の南蛮吹の原料である合銅を製造する必要がある。合銅の製

造は、ルツボ炉で専ら今日の手法によった。原料の粗銅も、当時の性状のものを確保することは困難である。南蛮吹のための合銅を準備することが目的なので、当事業所産の粗銅を用いることで割り切った。これは銀品位〇・七%と、往時のもの（〇・一%くらい）に比べると、相当高品位のものである。この粗銅は現代的精製を加えたものであるから、銅品位はおおむね九九%であり、不純物品位も格段に低い。往時に比べると非常に処理しやすい性状のものであろうが、後述するように、これですら銀の回収率は往時の実績に遠く及ばない状態であった。

ルツボ炉で粗銅を一、二〇度で熔かし、電気鉛を四対一ないし四対三の割合で加えた。これをよく攪拌して合金化し、砂床の上に、径一〇センチ、厚味五センチの炭団状（あるいは二枚貝状）に铸込んだ。得られる合金は共晶型で、精銅よりはかなり黄色を帯びたものである。

文献では、粗銅と鉛の割合は四対一が多いようであるが、私どもの技術では、粗銅中の銀品位が相当高いにもかかわらず、四対一以上でなければ、銀の回収率が著しく悪い結果になった。これは合金製造過程における問題というよりも、南蛮吹の「絞り」の技術が未熟なためであろうと推察される。

(二) 南蛮吹（絞吹）

炉の構造　いかなる製錬においても、技術と炉の構造は不離一体のものであり、炉をさしおいて吹き方だけ解釈することは困難である。南蛮炉の外形は「鼓銅図録」に明らかであるし、外寸法や材質も、どうにか文献の中に認められる。しかし肝心の内部構造については、「平床で稍前方に傾斜する」という記録があるだけで、具体的にはわからない。いきおいその再現は、想像によらざるを得なかった。その結果、どれだけ往時の形に近づくことができたか疑問が残るが、半熔融状の貴鉛が炉の前口から垂れてきたのであるから、大きな誤りはなかったであろう。炉の微妙

第1表 南蛮炉作業工程

工 程	作 業	所要時間
木 炭 予 熱	木炭約 10kg を装入し、エアー掛けして800～900℃まで温度を上げる。	30 ^分
合 銅 装 入	予熱された南蛮炉に木炭を敷き、合銅を装入し、最後に木炭で覆い、温度800～900℃を保つ程度に僅かずつエアーを吹込む。合銅装入量は約 8kg ずつ 4回。	10
絞 り 出 し	温度800～900℃ 管理に注意し、20～30分に1回合銅をませ、木炭を補加しながら、銅は粘状とし、鉛を前面の口から炉下の半球型受皿へ流出・滴下させる。	110
貴 鉛 出 し	滴下された鉛(貴鉛)は、受皿(素灰製)から充分冷却したのち取出しを行なう。1枚約 2kg。直径 18～20cm。	30
残銅取出し、炉内掃除	炉内の温度が下がらない内に行なう。滓付着物を取除く。	30
炉・貴鉛受皿修理	素灰で補修する。	

な形状が、絞り具合に大いに関係すると思われる。なお文献の寸法によって再現した形は、「鼓銅図録」の形状や大きさと必ずしも一致しなかったが、あくまでも後者の外観に近づけることを心掛けた。

南蛮吹(絞吹) 南蛮吹の工程は第1表のとおりである。ここに挙げた温度、時間および処理量は、私どもの実験によって最終的に決められた標準的なものである。全工程に亘る送風は、圧縮エアーおよび轆ふいこを用いた。往時は勿論轆によって温度を維持・調整したのである。

貴鉛は初めのうちは比較的容易に前炉の皿へ流れ出すが、更によく絞るためには、半熔融物を「打ち或は押し」、再び「炉内の熱度高き部分に押し返」と文献にある。これがなかなか難しい。実際どのようなようにしたのであるか。この辺の熟練度の違いによって、銀の収率の差が生じるのであろう。私どもの再現では準備時間の制約のために熟練度が低く、記録にあるような八〇%もの高収率を得ることは困難であった。

第2表 灰吹炉作業工程

工 程	作 業	所要時間
木 炭 予 熱	木炭約 10kg を装入し、900~1000°C まで温度を上げ、充分予熱する。	30 ^分
貴 鉛 装 入 熔 解	予熱された炉上へ貴鉛(含銀鉛)を装入し、貴鉛上部および周囲に木炭を置き燃焼し、熔解し熱上げを行なう。	40
酸 化 密 陀 掻	湯温上昇し(800°C) 酸化が始まると、熔融し浮いている木炭を、鉛と他の不純物とともに密陀とし、治具を用いて掻出す。	40
粗メタル取出し	密陀掻取りを繰返すことにより、濃縮されて少なくなった貴鉛の取出しを行なう(装入時の約1/4)。	15
炉 床 入 替	酸化密陀掻によって炉への鉛の侵蝕・熔損が起こるため、炉の入替を実施(本来は別の灰吹炉で作業すべきであるが、再現の都合で炉床を入替える)。	15
貴 鉛 装 入 熔 解	取替えた炉の予熱後、濃縮された粗メタルの装入を行ない、木炭を装入し熔解する。	40
酸 化 密 陀 掻	酸化反応によって湯面上に浮いている密陀の表面に灰を振掛けることによって、粘性をおびた密陀とし、治具によって掻出す。	40
金 詰 め	鉛の含有量の減少につれて反応熱が低下するので、湯温維持のため木炭を添加し加熱して、残り鉛を酸化して終了する。	10
銀メタル取出し	銀メタルは自然冷却するとメタル表面が酸化して灰色になるので、水で冷却する。	10

(三) 灰 吹

灰吹の工程は第2表のとおりである。灰吹そのものは早く銀鉱山において分離精製に用いられていた技術であり、貴鉛の銀品位の違いによる難易差があるにせよ、一応確立されていた技術であったと思われる。現在の銀精錬工程における分銀炉も、原理的にはこれと変わりない。しかしながらいざ再現するとすると、骨灰を用いた床の作り方や、輔による送風など、勘を頼りに銀を仕上げることは容易ではない。往時の作業の微妙さ、苦勞のほどがしのばれる。灰床の中に銀の小塊がキラリと見えてくる瞬間は、まさにドラマのクライマックスであるといえよう。

なおアルバム「南蛮吹再現」(別子事業所編)の中の写真を選んで口絵に載せてあるので、併せてご覧いただきたい。

四 さ い こ に

昭和五十八年九月二十七日、「南蛮吹」再現の様子が、別子事業所精銅工場において撮影された。当日は多数のマスコミ取材があり、この再現が広く世に知られることになった。

私どもの試みが、先人の苦勞を十分世に伝えることができるものであったかどうか、心もとないが、今回の作業を通じて、蘇我理右衛門の「南蛮吹」に傾けた情熱と辛苦の一端に触れ得たことは、この上ない喜びであった。あらゆる技術の進歩が急速なる今日でも、住友の歴史における技術的側面は忘れられてはならない。これを正しく後世に伝えることは、今回の再現に携った私どもに課せられた一つの役割である。今後とも機会をとらえて、往時の技術を詳しく解析してみたいと考えている。そのためにも、関係各方面の方々のご教示、ご指導をお願いしたい。

住友家法の成立に関する一考察

—その前駆諸規則を中心として—

中瀬正雄

目次

はじめに

一 近代的規則の胎動

- (一) 雇人に関する基本規定
- (二) 等級制・月給制の採用

(イ) 等級制

(ロ) 月給制

(ハ) 本家における等級・月給制

(ニ) その他の重要規則類

(イ) 出役旅費之定則

(ロ) 白水丸関連の規則

二 本家と本店の分離

三 本家第一之規則

四 本店職制ならびに規則

(一) 本店職制

(二) 規則

(三) 店方規則

五 別子鉦山職制ならびに規則

(一) 別子鉦山職制

(二) 規則

六 末家に関する規則

七 「家法」の編製

おわりに

はじめに

明治十五年三月、住友家は「住友家法」全一九款（後掲）を定めて公布した。

家伝によると、住友家は、十六世紀の末葉から十七世紀初頭の交に商家としての起源を持つといわれるが、以来二五〇有余年、銅鉱業および銅精錬を中心に、銅輸出や国外産物の輸入、また両替・掛屋・札差など多角的に事業を営み、事業所も、大阪・予州別子のほか、江戸・長崎等に分店を設け、累代、孜々相励んで明治に及んだ。その間、これらの事業を統括するために、多くの家法・諸規則のたぐいが発せられている。

さらに、維新後、諸事改革の機運に依じて近代化の努力が重ねられ、それに伴い、また多くの規則が、制定あるいは改定せられた。

「住友家法」は、このような多年の蓄積を基盤としつつ、これに新時代的意識と将来への展望とを加味して編製せられた。第一款家憲にはじまり、職制、事務章程などの基本規定から、出納順序、宿直、証書式など日常事務の細部にわたる事例までも網羅したこの典範は、まさしく住友家事業の近代的発展に不可欠のよりどころであった。しかもその後も情勢の変化に即して改訂を怠らず、かつ数度の大改編が行なわれて昭和に及び、敗戦による財閥解体の日まで、文字どおり、傘下全企業の規範であった。本稿は、この「家法」成立過程の一端につき、考察を試みようとするものである。

しかしこれは決してこのとき卒然として創制せられたものではなく、住友家における多年の慣行・礼式を基盤として、編製せられたものである。従ってその淵源は遠く家祖政友の遺訓にまで遡り、それ以降、時に臨んで下付せられ

た告諭・令達の類に求めて行かなければならぬ。しかしそのためには、極めて広汎な資料の渉獵と、周到綿密な整備が必要であり、いま俄かにそれを果たすは至難である。よってここでは江戸時代に関する考察は暫くおき、わが国の政治経済体制が大変革を遂げた明治維新以降について、考究することとしたい。

一 近代的規則の胎動

慶応元年（一八六五）四月、住友友親が第一二代の家督を継いだころ、徳川幕藩体制はすでに終末の様相を呈しつつあり、物情は騒然たるものがあつた。このような情勢下においては、多年の伝統を有する住友家の事業も、ひとり埒外に在ることは許されなかつた。事業の根幹をなす別子銅山には、稼行停止や従業員への食糧確保難など、数々の難問が起こり、また諸藩に対する貸付金の回収不能による金融逼迫、産銅取引形態の改革など、経営の基盤を揺るがす事件が続出した。しかしこの難局は、友親はじめ幹部の適切な指導と、従業員一同の挺身的努力によって、一応打開せられた。

明治六年、従来の太陰曆を廃して太陽曆が採用せられ、諸事、旧習を打破して新制を求める風潮が世上を覆うころから、住友家の事業にも、思い切った改革が加えられ、それに伴う多くの布告が発せられた。特に、二度にわたる新政府出仕の後、老分・支配後見の資格で、広瀬宰平が革新的諸施策を執行しつつあつた別子において顕著であつた。

明治六年一月、まず「規則

手代分以下仲間
惣雇入ノ者ニ係ル

の制定があり、次いで三月には、

「(白水丸) 規則」

「(同上) 乗客ノ規則」

「山里稼人江布告」

「(旧習改革に関する諸規則)

「手代分・仲間布告」

(等級を以て上下の区別を定むる事)

「手代分江布告」

(諸願伺書提出手続に関する規則)

「山里炭方諸稼人江之布

告」(旧習改革に関する説論) 「出張所江布告」(職掌名・分掌等の変更に関する事項) 「在山宅持手代江布告」(驕奢を戒むる告諭) 「手代分・中間江之布告」(月給制採用およびその関連諸規則) 「手代分・中間江之布告 出役旅費之定則」 「稼人江之布告」(金銀貸借の際の心得に関する事項) 「稼人江之布告」(山内における刑罰に関する事項) などが、矢継ぎばやに発せられた。これらは、後にそれぞれの内容に従って分類されまた定則化され、やがては「家法」の中へ集約されて行くのであるが、ここでは右の諸則のうち特に重要と考えられる二、三につき、若干の考察を行ないたい。

(一) 雇人に関する基本規定

一月制定の「規則 手代分以下仲間
惣雇入ノ者ニ係ル」は、その題名の示すように、手代および仲間なかまを律する基本的・一般的な規則である。ここに手代というのは、住友家に雇われ、それぞれの事業所において家業に従事する使用人のうち、比較的上位に在る者の総称で、その役職に応じ、老分・支配・副支配・元締・差配役・本役・見習などと呼ばれてきた。仲間は、手代の補助者である。

この規則は全一カ条から成り、手代および仲間が恪守すべき事項を定めているが、まず次の二カ条が注意を引く。

(第二条) 一山業盛衰之儀ハ、雇入手代一統之精惰ニヨリ候間、其職務勉強可致事

(第三条) 一山民ヲ厚ク保護スヘシ、然ルニ稼方ヲ懈怠スルニ至テハ厳ニ責メ、諸事公平ニ可取計事

由来住友家には「事業は人なり」とする伝統がある。言うまでもなく、事業の隆替はそれに携わる人物の良否によって決まる、という謂いであるが、上記の二カ条は、この伝統を厳粛精妙に表明したものとして重視を要する。しかも、

(第四条) 一上等ノ者ヨリ申出シ候事柄ニテモ、不公平アル時ハ畏屈セス、道理ヲ以テ温和ニ議論可致事

(第六條) 一家業ノ好事ニ至テハ、上下ヲ不論、速ニ其實際ヲ建言シ、悪事ニ至テハ、直チニ其弊害ヲ除去スル事のように、職場における言論暢達の奨励、業務改善意欲の鼓舞激励をも忘れていない。しかし同時に、

(第二〇條) 一 上等以下之者、諸事専断不相成、委任之証迹アル時ハ此限ニ非サル事として、独断専行に走ることを厳に禁じている。

およそ日常激しい競争の場で、わずかの利益をも争う商家においては、諸事迅速な決断を尊ぶ反面、その使用人が独断で事を運ぶことを厭う風潮がある。殊に近代に入って利害の及ぶ範囲が広大となり、事業の運営に際して大局的判断を要する度合いが高まるに伴い、その傾向も強まってくる。

住友家においても、古来出先事業所の独走を固く戒めてきた。例えば明治二年九月、大阪の本家へ出役した別子銅山元締(植村)⁽⁴⁾真十郎の帰山に際し、特に友親から下付せられた直書と伝えられる文書の冒頭に、

一 予州表之義、近来本家へ不相尋、諸事取計候趣令承知候、畢竟は如蔑致候哉ニも被存、如何敷事ニ候、是迄ノ儀者格別、向後相改、聊之義も可相尋事

と、強く独断を戒める一項が見える。こうした考え方は、当然組織内の個人に対しても向けられざるを得ない。前記第六条のように積極的提言を勧奨する条項があると同時に、第一〇条独断専行禁止条項の存する所以であろう。

なおこの「規則」には、

(第七條) 一 諸帳簿輕弁ニシテ稠密ニ記載シ、其掛リ之檢印ヲ受ケ候事

という、事務合理化に関する条項もあって興味を引くが、「輕弁ニシテ稠密」という背反的要請に、どの程度まで対応し得ていたかについては、目下のところ具体例が見当たらない。他日の研究を俟つこととする。

以上、明治六年一月制定の「規則」につきその大綱を考察したが、ここに示された条々の多くは、のち「家法」第四款「店内掲示」第一条に集約され、全従業員の服膺すべき規範となるのである。

(二) 等級制・月給制の採用

六年三月に布達せられた諸布告のうちに、「手代分・仲間布告」(等級を以て上下の区別を定むる事)、「手代分・仲間江之布告」(月給制採用およびその関連諸規則)がある。この両布告は、前に見た手代および仲間に等級をつけて上下の区別を定め、かつ給与を月給に改めるといふ、画期的な令達であった。

(1) 等級制

まず等級に関する規則の全文は次のとおりである。

手代分・仲間布告

一 以来等級ヲ以テ上下ノ区別ヲ相定候

一等 支配人・副役共

二等 元ノ・格式共

三等 差配役・格式共

四等 本役

五等 見習

六等 以下

七等 従前前髪

八等 子供

等外一等 炭掛、其格之者

二等 渡し方・中番炭払、其格之者

三等 荷方・宰料、其格之者

四等 小遣

五等 以下

右之通相定メ候上者、新古老若之無差別、有能之人物者其等ヲ越ヘ撰挙可致候、今日文明開化之域ニ至リ、無能頑愚之者上等ニ坐シ、其權ヲ振ヒ候謂無之候事

一 中年・子抱等之無差別、惣而等級ヲ以可為同席事

一 仲間ヨリ撰挙之手代モ、多能之者等進可致事

右之通改定被仰付候也

明治六年三月

老分

支配方

ここには「等級」なる新制度の導入とともに、旧来のいわゆる年功序列制に対する強い批判が表明せられていて、困難な変革期に対処せんとする積極的意思を看取することができる。

因みにこの等級制は、その後若干の改訂を経て、「家法」第五款「雇入及等級」となるが、その後も永く受け継がれ、昭和二十年八月に至るまで、住友直系全企業の従業員を律する基幹制度であった。

(ロ) 月給制

次に第二の布告によって、以後月給制に移行することが達せられた。

一月給定メ

一等	山銀三貫貳百目
副	同 貳貫五百目
二等	同 壹貫八百目
格	同 壹貫六百目
三等	同 壹貫三百目
格	同 壹貫百目
四等	同 八百五拾目
五等	同 六百目
六等	同 四百五拾目
七等	同 貳百目
八等	同 百八拾目
等外一等	同 三百五拾目
格	同 三百目
二等	同 貳百六拾目

三等 同 貳百四拾目

四等 同 貳百貳拾目

五等 同 貳百目

(中略)

一茶屋・峰番人諸渡物ヲ廢シ

月給 同 百四拾目宛

(山銀)

一月給被下置候ニ付、年々之加増ハ無之、其等進ノ者ハ其等給ヲ戴キ候事

以上が布告の本体で、以下、従来の現物支給(例えば、扶持米・喰料米、特殊職掌者に対する筆墨・草鞋・山着物など)取止めに関する事項、公私混同を戒める事項、またここに定める禁令に背いたときは「重罪 金拾兩、中罪 金五兩、輕罪 金壹兩」の罰金を課することなど、細々とした規定が続き、最後に、

一病者一ヶ月本給被下候事

但シ病付候日ヨリ三十日ヲ算フ、二ヶ月三ヶ月ハ半給ヲ賜フ、四ヶ月ヨリ無給之事

という、病氣欠勤時の支給規定で終わっている。

由来雇人に対する給与は、歳禄もしくは半季禄が一般であつて、住友家においても明治二年一月別子銅山の半季俸実績として次の記録が残されている。

給銀

給米

別段手当

支配人

四貫五〇〇目

六石

五〇兩

元 締	二貫六〇〇目から 三貫五一〇〇目	四石から 四石五斗	二五兩
役 頭	一貫八〇〇目から 二貫目	三石五斗	七兩から 二〇兩
本 役	六〇〇目から 一貫目	二石から 二石五斗	八兩から 一〇兩
本役以下	一五〇目から 五〇〇目	一石から 一石五斗	四兩から 八兩

周知のように、官吏の歳禄が月給に改められたのは、明治四年九月である。住友家における月給制への移行は、この年から採用せられた太陽暦との関連もあろうが、民間の商家としては、かなり素早い対応とみることができよう。

(ハ) 本家における等級・月給制

上記の両布告は、一応別子の手代・仲間を対象としたもので、本家詰の者に対しては六年七月、次の布告が発せられた。

老分ヨリ以下手代・子供ニ至ル迄等級ヲ定メ、断然食事ヲ廃シ、月給ヲ加増シ而家政ヲ改訂スル上者、賢才ニ而其職務勉強、家事ニ為成ル者ハ、新古老若之別ナク等級ヲ超エ撰挙可致候間、此段可相心得事

右のような本文に続いて、等級・月給が次のように表示されている。

一等	月給三七兩	老分・支配人之者
二等	同 二五兩	元メ之者
同	同 二一兩	其格之者
三等	同 一九兩	役頭之者
同	同 一六兩	其格之者

四等	同	一四兩
五等	同	一〇兩
六等	同	八兩
七等	同	六兩
八等	同	三兩一歩
九等	同	二兩三歩

その次にそれを使用人の各人に適用・表示している。

一等	月給	三七兩	惣右衛門
			同
二等		二五兩	清兵衛
同格		二一兩	徳兵衛

以下、総勢一九名につき名前・等級・月給額が記されている。そして末尾に近く、

下男	四兩
髪結	四兩

という記載がある。ただし別子の布告に見えるような罰則その他の付帯規定はない。

なお本家の使用人に対しては、さきの別子銅山半季俸実績の記録とほとんど同時期に、月給・扶持米を給していたように見える書類が残されているが、これは試案にすぎないものと考えられる。本家における月給制は、右の布告によ

って施行せられたのであり、布告文中にある「月給加増」は、「給金増加」と同義に用いられていると解すべきであらう。

(三) その他の重要規則類

(イ) 出役旅費之定則

明治六年三月、別子において発せられた布告のうちに、「出役旅費之定則」がある。これは、別子の手代や仲間が出張を命ぜられた場合に受ける給付に関する定則で、後の「家法」第十一款「旅費及滞在日当」の濫觴と思われる。全七項より成るが、まず第一項において、

一 炭方廻山并ニ銅山・立川・新居浜江出役之者、其処ニ而一飯ヲ供シ候得共、差止メ候間、以来勝手ニ食用可致事、一日分上下ニ不拘山銀五匁宛

と、従来の現物給付を現金給付に改める旨を定め、引続き、

一 土予讚之地江出役之者

一等 一日分 金壹兩貳朱^(ママ)

貳等々四等迄 金三歩

但供召連レ候義ハ、此費用ヲ以可為勝手事

五等々以下等外迄 金貳歩

但供召連レヲ禁シ候事

一 海ヲ隔テ出役之者

一等 一日分 金貳兩
貳等々四等迄 金壹兩貳步
五等々以下等外迄 金壹兩

但蒸氣船江乗組、上等之間・下等之間并ニ雇船等勝手之事

など、このたび制定した等級制を適用しつつ、旅費手当を定めている。第四項以降には、出張に付帯して生ずる贈物や接待、また飛脚便などに関する定めがあり、最後に「附言」として、

日数之旅費被下候ニ付、自然要用ヲ隙取、遊惰旅費ヲ貪リ候者於有之者、屹度可致所置、依之出足之日ヨリ具ニ日記可致事

という注意書がある。

明治二年一月、諸道に設けられていた関門が新政府によって廃除せられてから、旧来の地域分断経済は、急速に全国的規模へ膨脹しつつあったが、ことに住友家のように、大阪に本家があり、四国に主事業場の別子銅山、また神戸に銅販売出店というように、事業所が各地に分散している場合には、その間を往来する用務も多く、夙に出張旅費に關する規則の制定が要望せられていたことと考えられる。今回のこの布告は、このような要望に応え、従来の慣例を定則化したものであるが、同時に「一飯ヲ供」すというような旧習を改めているところに、新時代の息吹きが強く感ぜられるのである。

(四) 白水丸関連の規則

次に、諸多の令達と類を異にする二つの規則を一瞥したい。

住友家においては明治五年十一月、別子銅山の運営に要する物資の輸送や産銅の回送に充てるため、暗車スクネー
ル型蒸気船を購入して「白水丸」と命名し、六年一月四日から、阪神と新居浜の間に就航させた。この汽船に関する
「規則」および「乗客ノ規則」が、同年三月、諸令達と時を同じくして発せられている。先ず「規則」は、冒頭に、
一 毎月晦日大阪ヨリ神戸出帆、但シ晦日トハ、二月廿八日・三月卅一日・四月卅日ヲ云、其余准之、又曰ク、潮
時ニヨリ時間ヲ限ラス

と定め、以下、讃州多度津、備後鞆津、予州新居浜、同三ツケ浜（三津浜）、再び新居浜と回航する旨を記し、最後に、
一 凡大阪出船ヨリ翌日之夜新居浜江再着、其翌日之朝八時出港、右之規則ニ候得共、風雨之災ヒ暗夜之時ハ、最
寄之港而滞泊可致也

と結んでいる。次に「乗客之規則」は、

- 一 大蒸気船ニテハ吸烟之場有之候得共、小蒸気船ニ付、烟草火ヲ供シ候間、火之用心大切之事
- 一 風雨難之節狼狽不致様、船長ノ命ニヨリ加勢ヲ乞フ
- 一 手廻リ之荷ハ運賃ナキ故、御自分ニテ保護ス可シ、自然紛失ノ時ハ、船中ニテ吟味ヲシ、船長エ訴ヘシ、上陸
ノ後ハ敢テ管セス

一 小蒸気船之事故、上等之間左右エ同寐ニ候間、多客之節ハ相タカイニ譲リヲ乞
など、現在からは考えも及ばぬ条項が列記せられていて興味深い。ただ内容的には極めて単純な注意書の域を出でず、
法規性の点からは甚だ未熟である。その故か、明治八年一月、改めて所有船に関する「規則」および「事務分課」が
定められ、船長・運輸方・会計方・小頭揖取・水夫・賄方・機械方・小頭油指シ・火夫等の諸職掌につき、職責の明

細が規定された。「家法」第三款「事務章程」中の船舶、第十九款「船舶規程」の条々は、この八年一月制定の兩規則を併せて編製したものである。

一 本家と本店の分離

住友家が安治川の河口に近い富島町に出店を設けたのは、明治六年のころである。江戸期以来、住友家の本邸および事業場は大阪の長堀茂左衛門町(明治五年三月、鰻谷東之町と改称)に在り、一応家族の起居する奥向と、営業活動を行う表方とに分かれてはいたが、一括して本家と呼ばれ、住友家に関する諸事万般は、ここにおいて執行せられてきた。富島出店は、右のうちの表方を、水運の要衝であった富島町に移したもので、日常的には、内海航行船の運営調達に益することが大きかった。

しかし注目すべきは、このときはじめて、事業主の居宅と事業場が分離したことである。およそ近代的企業経営の理念として、事業の健全な発達をはかるには、その所有と運営の分離が不可欠であるとされるが、住友家の場合それはまず、場所的分離として実現した。思うに、大阪における商家の中では、最も早い例の一つでなからうか。のち明治八年十二月、富島出店を改めて本店となし、家業統括の業務をすべてここに集中し、鰻谷の本家は、住友氏の専用居宅となつて、家事に従う本家詰の者若干名が配置せられた。

こうして住友家事業の近代化は一步を進め、その後の拡大発展の基盤が確立された。家業統督のための法規整備がいよいよ顯著となるのも、このころからのことである。

明治八年以降、十五年三月の「家法」制定に至る間に達せられた諸規則の類は、およそ一二〇則に達する。いまこ

れらが大別すると、「家法」の第一款「家憲」、第二款「職制」のような基本的な重要事項に繋がるもの四、第三款「事務章程」の基となるもの八（一部の改正を含む、以下同じ）、使用人に関する規則のうち等級・俸給など基本的事項に属するもの一六、旅費・賞与・休暇その他労働条件に関するもの四五、以下、第八款「出納順序」、第十三款「雜則」、第十七款「末家」、第十八款「証書式」、第十九款「船舶規程」、その他直接には「家法」に現れないものまでまことに多岐多彩で、その一々を考察することは困難である。よってここでは、それらのうち特に枢要と認められるもの二、三について考察することにした。

三 本家第一之規則

明治九年八月に布達せられた「本家第一之規則」は、全一〇カ条から成り、「家法」第一款「家憲」のほぼ原形をなす極めて重要な規則であるので、全文を掲載する。

第一ケ条

政府ノ御趣意ヲ遵奉シ、御布令ヲ謹守スル事

第二ケ条

予州別子山ノ鉱業ハ重大ニテ、万世不朽我所有スル不動産ニテ、他ニ比スナク、後来ノ利害得失ヲ謀リ、勉励指揮スル事

第三ケ条

諸出店ハ、時勢ノ移換ニ随ヒ、興スモ亦廃スモ其會計ノ概算ニヨリ、臨機ノ所分スル事

第四ヶ条

家長代理ノ者ト雖トモ、委任スルノ外專断ナラズ、況哉其以下雇入ノ者、惣テ家長ノ許可ヲ得テ事務旋行スル
事

第五ヶ条

家長ノ品行ヲ正整シテ、雇入ノ者・末家ノ者ノ暴状ヲ嚴責スル事

第六ヶ条

諸出店併雇入ノ者・末家ノ者ニ係ル規則ニ背ク者ハ、能ク其事情ヲ糺問シ、速ニ罰スル事

第七ヶ条

雇入レル者ノ勤惰ヲ褒貶シ、賢ヲ擧、愚ヲ庄シ、其黜陟ヲ公平ニ所分スル事

第八ヶ条

分家・末家ノ家政ヲ保護シテ義務ヲ尽ス事

第九ヶ条

祖先ヲ祭祀シ、以テ尊敬シ、子孫文学ヲ以テ教育スル事

第十ヶ条

嫡子ノ者、不学ニテ家政ヲ体認セズ放逸ニ過ル時ハ、嫡子タルノ權ヲ奪ヒ、次男・次女ニテモ相続スル事
右拾箇条之規則者、我子孫之者併一等以下之者固ク可守也

明治九年八月

家長
住友友親 (印)
(印文「住友家長友親之印章」)

この「規則」の条々は、「家法」第一款「家憲」の各条とほぼ正確に一致するものが多い。わずかに第三条については、「規則」中に直接対応する条文を見出し得ないが、その意図は、「規則」の第三条乃至第六条に十分表明されているものと考えられる。従ってこの「規則」こそ、住友家家憲の直接の源流というべく、「家法」第一款「家憲」の七カ条は、これをより簡素・明確に統合編製したものと称して誤らないであろう。とはいえ、この「本家第一之規則」そのものが、この時点に突如として現れたものでないこともまた明らかである。家祖政友に発する二五〇余年の伝統理念が凝縮して、はじめてここに成文化せられたものであって、この点については、別途論究する機会があるであろう。

四 本店職制ならびに規則

前にみた本家と本店の分離当時、本店の職制ならびに組織が如何なるものであったかは、必ずしも明確に把握できない。一応、最高の統括機関として支配方があり、それは老分・支配人・支配副役などによって構成せられていたこと、その指揮下に会計方なる金員を取扱う係、家賃方、⁽⁷⁾ 営繕方、⁽⁸⁾ 田地方、⁽⁹⁾ 商法係、⁽⁹⁾ 蒸汽係⁽¹⁰⁾その他があったことなどが窺えるが、その職務内容等については、一、二のものを除き明らかではなかった。

明治十二年二月十五日制定の「大阪住友本店職制並規則」（住友氏大阪本店職制）「規則」「店方規則」から成る）は、本店に関する最初の総合的規定というべく、ここに至ってはじめて本店の職制・組織は明瞭となる。

(一) 本店職制

「住友氏大阪本店職制」は、本店におかれる職制一三を列挙して、その一々につき、職責を記載する。すなわち、

総理代人 専員

住友一家ノ事業ヲ総轄スト雖モ、必ズ支配人ニ協議ノ上、家長エ稟議許諾ノ後チニ非ザレハ施行スルヲ許サス
支配人

総理代人ヲ助ケ、本家・本店・諸支店一切ノ事務ヲ管理シ、及ヒ雇人ノ進退黜陟ヲ正撰公議スルヲ司ル
但総理代人不在ノ時ハ其権ヲ代有ス

にはじまり、以下

支配人補助

本店長 専員

会計方 無定員

営繕方

田地方 無定員

並合方 無定員

蒸汽方 無定員

鉱山買物方 専員

屋賃方 無定員

書記方

受附

店長ノ令ヲ受ケ他客來人ノ受附ヲ專務トス

をもって終わる。支配人補助から書記方までの一〇職についても、それぞれについて職責の記載があるが、紙数の都合上ここでは省略する。なお支配人・支配人補助・営繕方・書記方・受附の五職については、定員の記載がない。会計方その他の「無定員」との差異につき、検討が必要である。

(二) 規則

「規則」は、このとき創設せられた「重任局」に関する規則で、冒頭にその定義がある。

重任局

家長及ヒ総理代人支配方
同補助ノ詰所ヲ云フ

第一条 住友一家ノ事業ヲ総轄執行スル所ニシテ、各々権限ノ差アリト雖モ、必ス闔局協議ノ上ニ非ザレハ、施行スルコトヲ許サス、家長ト雖モ独断専行スル事ヲ得ス

全八ヶ条から成るが、その要旨は、

(1) 家業をいよいよ拡張し盛大に導くのは、重任局の責任である。よろしく店長以下を激励し、時勢の動向に随い進退を誤まらないようにせよ（第四条）。

(2) 雇人の勤惰を監査し、公平なる人事を行なえ（第五条）。

(3) 経理的監査を厳密に行い、所有物品や抵当物品の調査も毎月実施せよ（第六条）。

(4) 部下からの提言は十分に聴取し、重任局で協議の上、可否を懇篤に指令せよ。言論を抑圧してはならぬ（第七条）。

(5) 商況の調査を怠らず、商機を逸せざるよう努めよ（第八条）。

(6) 重任局の決議は多数決を原則とする。もし「総理代人ト対峙者二人ト議論ノ異ナル時ハ家長之レヲ断決ス」⁽¹¹⁾（第三

条)。

等々である。要するに、家業の興廢、住友家の命運のすべてを、この局に託していると言えよう。

(三) 店方規則

「店方規則」は、上記重任局の指揮を受け、實際業務に従事する本店に関する規則である。全一六カ条から成り、前記「本店職制」に定められた本店長・会計方・營繕方・田地方・蒸汽⁽¹²⁾方・鉾山買物方・家賃方および受附につき、職責・権限などを詳記する。⁽¹³⁾ 例えば、

第一条 一家ノ業務ニ係ル諸件ヲ分掌スル所ニシテ、店長ハ之ヲ總督弁理スルノ責任タリ、故ニ事務上ノ利害ニ注目シ、重任局ニ公議スル権ヲ有ス、亦タ一家ノ弊害タルヲ看認セシ時ハ、事ノ大小ヲ酌量シ、之ヲ該局ニ明告シテ、臨機ノ処分ヲ弁議ス可シ

第二条 抵当品ヲ預リ金銀ヲ貸附、又ハ物品ヲ売買スルハ該店ノ専任タリト雖モ、此ノ規則上ニ明許セサル権外ノ事件ハ、専断スルコトヲ得ズ、全ク商事ヲ以テ専務トスレハ、時々ノ商況ヲ視察シ、商事ノ興廢ヲ建議ス可シ

第十四条 受付ハ温和ヲ旨トシ、慇懃丁寧ニ來客之言ヲ聞キ、其係リエ報告シテ接遇ヲ為スヲ職トス、係リノ者ノ言ヲ待タス、妄リニ応答スルヲ許サス
のごとくである。

以上の三規則は、一括して、二〇行無印和野紙(ニツ折)一二枚に墨書した形で保管せられているが、その末尾に、右之職制ト規則ヲ謹テ遵奉スル為メ、雇人一同自記調印スルモノ也

明治十二年二月十五日

とあって、広瀬幸平・伊庭貞剛以下、総勢二二名が署名捺印し、広瀬幸平自署行の最上部に、家長友親の認印が押されている。もってこれら規則類に寄せる関係者の期待と熱意を察することができる。

然るに反面、この規則類には、形式上また実際上にも、数々の不備や疑問点があり、極言すれば、制定されただけで施行には至らなかつたのではないかと思われる節さえある。ただその真否を決するには、なお資料が整わず、かつ紙数の制限もあるので、ここではその問題点として次の諸点を指摘するに止め、他日の解明を俟ちたいと思う。

(1) この文書には重要な加筆が行なわれているが、その経緯が明かでない。すなわち、「職制」本店長の項は、「(上略)雇人ノ勤惰ヲ監督シ、進退黜陟ノコトヲ上申ス」と清書したのち、「進退黜陟ノコトヲ庶務長協議ノ上申告ス」と、やや乱雑に加筆訂正してある。しかし、庶務長なる職掌は、「職制」中に見当たらない。またこの加筆訂正が、家長の検印前になされたものか、検印の後に行なわれたものか、判断が難しい。

(2) 本店長の任命発令が見当たらない。

(3) この規則類の最重要が重任局の設置にあることは疑いない。然るに「職制」中に一カ所⁽¹⁴⁾、「規則」中に一カ所⁽¹⁵⁾「店方規則」中に五カ所⁽¹⁶⁾も、旧職制たる支配方が現れる。しかも十二年二月十五日以降の回達(住友家公式文書)は、依然「本店支配方」の名を以って発せられている。

それとはともかく、これらの三規則により、本店の性格・組織・機能がはじめて客観化され、明確となった。同時にまた、これらは「家法」の大きなよりどころともなったのである。

五 別子鉦山職制ならびに規則

本店の職制・規則とほとんど時を同じくして、「予州別子鉦山事務章程并規則」（「予州別子鉦山職制」および「規則」から成る）が制定せられた。言うまでもなく当時の住友家において、別子鉦山は最大かつ最重要の事業場である。従って、この職制・規則は、本店のそれと等しい重要性を有していた。形態も、ほとんど本店のものと変わらない。

(一) 別子鉦山職制

「鉦山職制」には、支配人以下の職制が列挙され、その各々につき職責が示されていることは、「本店職制」に異ならない。例えば、

支配人

老員

別子鉦山ニ係ル山里一般ノ事業ヲ総轄シ、及ヒ雇人ノ進退黜陟ニ於テハ、五等以上ノ者ハ本店之重任局エ稟議シ、家長ノ伺ヒヲ経テ所分シ、六等以下ハ補助役ト公議ノ後決行スル権ヲ有ス

支配人補助

式員

支配人ノ事務ヲ助ケ、山里諸出店一切ノ帖簿ヲ検査シ、及ヒ雇人ノ進退黜陟ノコトヲ支配人ト公議スルニ参ル但支配人不在ノ時ハ、支配人ノ権ヲ代有ス

但以上ノ詰所ヲ重任局ト云フ

のごとくである。またこれに続き、会計方・書記方なる管理職制があつて、以下現業実施に当たる職制が列挙せられる。便宜上、表示形式に改めて記載する。

土木課長 山林係リ 建築係リ 道路懸リ 測量係リ 分析掛リ
 売場課長 荷物係リ 帳簿懸リ
 酒造場

鋪方課長 次長及ヒ鉾石買入係リ 減水係リ 選礦係リ 帳簿係リ

吹方課長 次長 熔解係リ 燒鉾係リ 帳簿係リ 炭方係リ 沈澱係リ

炭方課長 弟地 落合 次長 帳簿係リ
 七番

立川店長 會計方兼荷物係 製銅係

新居浜店長 會計方兼荷物係 田地方

右のすべての職制⁽¹⁷⁾につき、職責が記載されていることは、前記の諸例に等しい。なお定員については、支配人および支配人補助のほかは、一切無記入である。

(二) 規則

「規則」は、前記「職制」に定められた諸多の職掌に関する規則であつて、重任局に関するもの八カ条、會計方に関するもの五カ条、土木方に関するもの九カ条、新居浜出店に関するもの一一カ条、立川出店に関するもの一〇カ条、売場に関するもの六カ条、小足谷酒造場に関するもの七カ条、書記方に関するもの四カ条、鋪方に関するもの七カ条、吹方に関するもの九カ条、炭方に関するもの七カ条におよぶ浩瀚な規則である。そして末尾に、

右之職制ト規則ヲ謹テ遵奉スル為メ、雇人一同姓名ヲ自記シ調印スルモノ也

明治十二年二月廿五日

とあって、支配人大西誠一郎以下総勢八八名の署名捺印がある。この文書は、当時の別子鉾山の大勢を識る上から貴重な文献であり、また、「家法」の別子に関する条項は、多くこの職制・規則に依拠している。

六 末家に関する規則

末家とは、永年住友家に勤仕したのち、老齢あるいは病疾等のため円満に退職した使用人に与えられた称呼で、本家との間に勤仕中に準じた情誼を継続することを本旨とした。これは江戸時代の別家制度が、新しい時世にに応じて改変せられた制度である。明治維新後における末家に関する規則のうち最も早期のものは、八年三月に制定せられた。

本家ト末家トノ間ニ規則ヲ設立スル、左ノ如シ

第一条

一 末家ニ一等・二等・三等ノ區別アル事

第二条

一 一等ハ老分・其格迄ノ事

第三条

一 貳等ハ従前元締末家ト称スル者ノ事

第四条

一 三等ハ従前役頭末家其以下ノ事

住友家において明治六年三月以降、使用人に上下の等級を設けた経緯はすでに述べたが、このたび制定の「末家規

則」によって、末家にも等級が付けられる。そして、等級や席次を定める条項として、次の二カ条がある。

第五条

一末家ノ者死後相続人之義ハ、従前ノ通本家ノ窺ヒヲ歴ヘシ、仮令一等末家ノ者ニテモ、其親ノ身代ヲ失ヒ、其家ヲ疲弊サセ、愚鈍ナル者ナレハ、其等ヲ下シテ責任スルハ本家ノ権タル事

第六条

一本家エ在勤之者末家ヲ蒙ル時ハ、其者ノ有功不功ヲ以テ、末家幾等誰ノ上席ト定ムル事

この規則は全一五カ条から成り、以下、末家に吉凶の三礼（相続・婚礼・葬礼）あるときは、本家より等級に応じた祝物や香資が贈られる規定（第八条・第九条・第一〇条）、年始には本家に参賀すべき旨の規定（第一条）、春季親睦会に関する規定（第二二条）、末家の妻の本家へ礼勤に関する規定（第一四条・第一五条）などが続く。

なおこの規則は、一応在阪もしくは大阪近辺に居住する末家を対象としたもので、予州在住の者に対しては、九年二月、「予州ニアル別家ノ者ニ係ル規則」⁽¹⁸⁾全七カ条が制定せられた。趣旨は全く前記「末家規則」に等しいことは言うまでもない。

末家に関係ある規則の制定改廃は、ここに概観したものを含め、八年中に三件、九年に二件、十年にも二件、十一年には「規則」の大改正一件、十二年に二件、十三年一件、十四年二件というように、頻繁に行なわれている。「家法」第十七款「末家」は、これらの諸規則を総合整備して編製せられたものであった。

因みに末家制度は、その後も幾多の改訂を経つつ、昭和二十年八月まで存続した。

七 「家法」の編製

明治十四年五月三十一日、田辺貞吉が住友家に入り、本店重任局詰を命ぜられた。田辺は弘化四年（一八四七）、駿州沼津藩士の家に生まれ、若年のころ幕府の軍艦に乗組んで航海術を修めたが、のち新政府に出仕し、文部省督学局視学を経て、明治十年には東京府師範学校長に任命せられた。然るにこのころ住友家においては、事業伸張の基盤を固めるため、しきりに人材を求めつつあり、田辺も懇望せられて辞官入社したものである。田辺が重任局詰として最初に与えられた任務は、住友家家法の原案編製であった。このとき重任局には家長友親の下に、総理代人広瀬宰平、本店支配人伊庭貞剛、同支配人補助加川勝美が在り、その指揮を受けて局詰久保盛明が実務に携わっていた。

広瀬は文政十一年（一八二八）、江州野洲郡八夫村の医師北脇理三郎の次男として生まれ、天保七年（一八三六）九歳のとき、別子銅山に勤務する叔父に伴われて銅山に赴き、同九年から勘場に勤務、その後安政二年（一八五五）、二八歳のとき、住友家第一〇代友視の推挙により広瀬義右衛門（住友浅草出店元支配人・予州別家）の養子となって、広瀬家の家督を継いだ。安政四年、銅山勘場大払方兼貸方役頭となり、爾後累進して、慶応元年（一八六五）七月に支配副役、同年九月二十八日支配本役を命ぜられた。齡三八歳である。このころ住友家が未曾有の難局に立たされていたこと、またその難関を上下一体となって打開した経緯の一端はさきに述べた。なかんずく広瀬の活躍は目覚ましいものがあったという。その功により明治五年、大阪本家の老分末家となり、併せて銅山支配人の後見役を命ぜられた。そして同十年二月、第一二代友親の総理代人を委嘱せられた。ときに五〇歳。まさしく、住友家の柱石とも称すべき人物である。

支配人伊庭貞剛は弘化四年、江州蒲生郡西宿^{（にしじゆく）}の郷士伊庭貞隆の長男として生まれたが、その母は前記広瀬幸平の姉、北脇氏田鶴子である。若年にして文武両道に励み、のちに司法官に任ぜられたが、官界の空気に飽き足らず、明治十一年末、大阪上等裁判所勤務判事をもって司法官の職を辞し、翌十二年二月、叔父広瀬の推輓により住友に入った。はじめ本店重任局詰を命ぜられたが、同年五月に本店支配人となった。

また加川勝美は弘化三年の生まれで、新政府に出仕し、明治二年大蔵省中録、のち内務省に移って大録となったが、十二年三月、奨めに応じて住友に入り、はじめ本店重任局詰、同年六月、本店支配人補助を命ぜられている。

すでにみたように、広瀬は、夙に鉱山司に出仕の経験から、経営体の秩序保持には規則の重要なことを体得していたためであろうか、別子銅山において、規則の制定に積極的であった。また伊庭は自ら司法官であったし、加川もかつて官界に在って、共に法規の重要性を知悉していたであろうことは、疑いを入れない。こうして本店重任局の一致した意思として、家法編製のことが決議せられ、恰も良し、学識・閱歴を兼備した田辺の入社をみて、事は一氣に行動に移されたのではあるまいか。

「家法」編製の経過に関して、次のような記録が存する。

一（明治）十四年八月、従来一家ニ係ル諸規則改良ノ挙アリ、重任局田辺貞吉氏主トシテ之レヲ司トリ、我課（庶務課）⁽¹⁹⁾又之レニ従事シ、初メテ稿ヲ起シ、日ヲ閱スル六旬、加フルニ重任局ノ稟議ヲ経テ、同年十月ニ至リ整頓ス、則チ編纂ナス所ノ家法一編、款ヲ分ツ十有九、将サニ明治十五年ニ至ツテ実施ナサントス

また「家法」の「緒言」には、

（上略）二百五十余年慣用シ来レル良法ニ基キ、之ヲ今日ノ時勢ト人情トニ参酌シ、乃チ我住友家人ト弁論討議シ、

其ノ是認スルモノヲ編製シ、謹テ家長公ノ裁定ヲ仰キ、以テ永ク我家法ト為ス（下略）

と述べられている。右によると、田辺のもとで庶務課（書記方）が実務を担当して成った草案が、「重任局ノ議稟ヲ経」て、十月に重任局案ができ、それが広瀬と「住友家人」との「弁論討議」を経て、最後に家長友親の裁定を得たように受けとれる。

しかしながら「住友家人」の要人はすなわち重任局の構成員なのであるから、右にいう「弁論討議」とは、すなわち「重任局ノ稟議」の段階を指すものではないかと考えられる。そのことは現存する「家法」の草稿からも窺われるところである。

「家法」には二種の草稿が現存しており、いま仮に第一草稿・第二草稿と呼ぶことにする。第一草稿は表紙に「明治十四年第十月 住友家則稿^原」とあり「則」を消して「法」に改められている。第二草稿は表紙に「住友家法 完」とあり、「緒言」の日付が明治十四年十月である。

いまこれらを詳しく紹介・考証する余裕はないが、第一草稿は、恐らく田辺の作成した草稿そのものが重任局の討議に掛けられたもので、条文はもとより、編別構成に至るまで、加除訂正が加えられた跡を留めたものである。もつともそのまま「家法」に生かされた条文も多いから、田辺草稿の出来栄も相当のものであったと思われる。

次に第二草稿には、若干の字句の修正が加えられており（広瀬の自筆と思われる）、それはそのまま「家法」に生かされている。第二草稿は、第一草稿に基づく討議の結果をまとめて浄書したものに、広瀬が推敲を加えて「家法」の直接の原稿としたものであろう。

以上述べたところから推測すると、「家法」編製の経過は次のようであったのではなからうか。すなわち、田辺が

庶務課（書記方）を指揮して二カ月で草稿を作成し、それが重任局の討議に掛けられて、一応の成案を見たのが十月であった。それを浄書したものを、広瀬がじっくり推敲し、緒言の日付を書改めたのが翌十五年一月であった。

本稿で紹介してきた幾多の規則類と「家法」草案との関係、第一草案と第二草案、第二草案と「家法」との関係を解明して、「家法」成立の過程をより一層明らかにすることが、今後の課題であろう。

こうして成立した「家法」の全編一九款を通観するとき、われわれはそこに存する三つの源流に想到するであろう。その一は、家祖政友に初まる住友家伝来の企業家精神、その二は、江戸期を通じて発展隆昌した商人魂、その三は、明治新政府によって興起され世情の緊迫に伴い強固になりつつある公共意識がそれである。

その第一、第二については、縁由することすこぶる遠く、維新変革期以前から、すでに布告や教訓の文書となり、また慣例として家業に従うすべての者に徹底していた。住友家の家風が篤実淳良をもって聞える所以も、またこのあたりにあるのであろう。第三の意識は、新生日本が門戸を世界に開いてから急速に高揚をみたもので、先進諸国に伍して国を保ち、かつ発展を図ろうとする熱情から噴出する。住友家においては、夙に広瀬宰平がこの意識のもとに自らを律し、また部下を教導したことは周知のとおりであるが、なお多くは、明治十年前後、官途を捨てて住友に入った新進有為の人々により導入されたところと言っても誤らないであろう。

こうして、住友家の事業運営に敢為・重厚の度が加わり、爾後の飛躍の揺るぎなき基盤が形成せられた。「住友家法」は、実にその精華であり、典範的表現であったのである。

おわりに

以上極めて粗雑にはあったが、第一二代友親の家督相続、維新改革のころ以降の、住友家における家業統督に関する布告文書の跡を調べ、後にそれが「家法」として集約凝縮される経緯を尋ねた。家法制定以来すでに一〇〇年余の時間を隔て、かつ戦後の大変革があり、散逸した記録も多いため、必ずしも万全を期し得なかったのは遺憾である。

しかし住友家事業の近代史を修するに当たり、明治十五年家法の有する意義の誠に絶大なるを思うとき、たとえ不備であっても、その成立過程の省察は、欠くべからざる一階梯と考えられる。今後大方の御教示を俟って、不備を補うこととしたい。

註

(1) 天正十八年(一五九〇)、蘇我理右衛門、京都に吹所を設

置。元和九年(一六二二)寛永元年(一六二四)、二代友以、

大阪内淡路町に出店開設。

(2) 最初の重要な改訂は明治二十三年六月二日の「住友家

憲」補正(このとき「家法」第一款家憲は自動的に廃止され、

「家憲」と「家法」の分離があったと認められる)。大正十

年、住友合資会社設立時に「家法」の名称が廃止されて、諸

規定がそれぞれ単行規程となる。次いで昭和三年、「社則」

が制定された。このように名称や形態は変わったが、本質は

不変と認められる。

(3) 明治元年九月鉦山司附属試補、二年四月辞任。明治四年

四月工部省鉦山掛(生野鉦山)、五年一月辞任。明治五年二月

老分末家。同年三月別子支配後見。

(4) 姓に()を付けたのは、当時末だ町人の苗字使用は許さ

れておらず、文書にも、名のみが記されているからである。

植村という姓は、後年用いられたものを便宜上記入した。

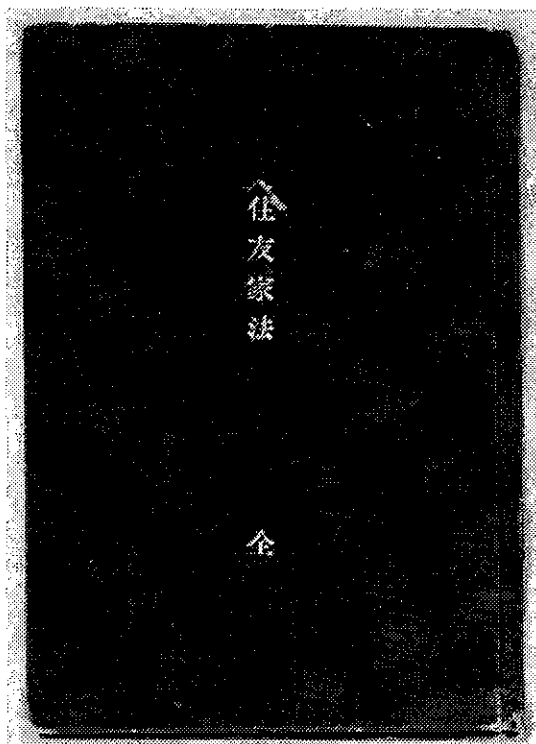
(5) 「予州銅山出役心得書」。

(6) 明治八年十二月二十三日付「布達」。

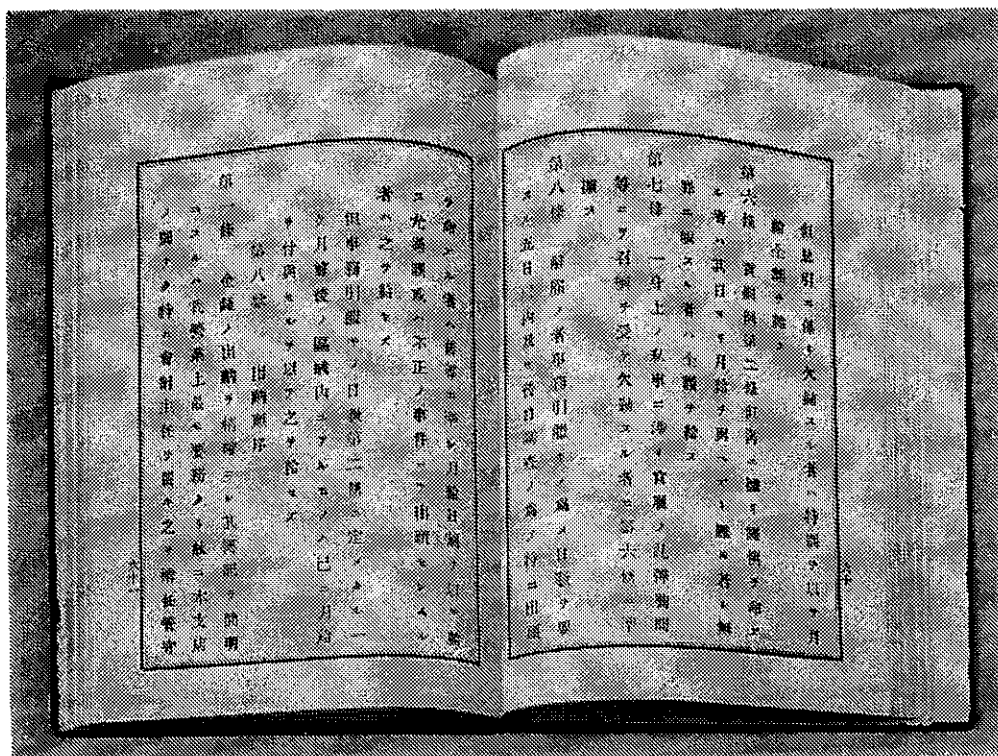
- (7) 明治八年九月家賃方規則。
營繕方規則。
- (8) 明治九年七月二十九日人事異動。
- (9) 明治九年十月十三日人事異動。
- (10) 明治十二年一月十日人事異動。
- (11) 「総理代人ニ支配人・同補助ノ二人ヲ以テ相對峙スルモノトス(以下略)」(第三条)。
- (12) 「店方規則」には蒸気係となっている(第六条)。
- (13) 並合方・書記方については記載なし。
- (14) 支配人補助 支配方ヲ助ケ職掌支配人ニ亞ク。

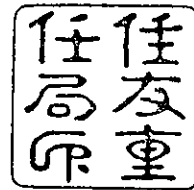
- (15) 重任局 家長及ヒ総理代人支配方同補助ノ詰所ヲ云フ。
- (16) 第六条、第九条、第一〇条、第一一条、第一三条。
- (17) 係について係・掛・懸の三字体、また「り」を送るものと送らないものが混在するが、同一視して大過なしと考ふる。
- (18) この規則では別家なる称呼が用いられているが、全く末家と同義である。
- (19) 庶務課は明治十五年三月、「家法」施行に際して発足した。「家法」の編製は、のち庶務課の一部となった書記方が担当したものであろう。

明治十五年「住友家法」



(縦 20cm, 横 13.8cm)





目録		
第一款	家憲	一丁
第二款	職制	三丁
第三款	事務章程	十一丁
第四款	店內揭示	四十七丁
第五款	雇入及等級	五十丁
第六款	身元金	五十三丁
第七款	俸給	五十七丁
第八款	出納順序	六十一丁
第九款	當直	六十四丁

第十款	休暇	六十八丁
第十一款	旅費及滞在日當	七十二丁
第十二款	禁制	七十七丁
第十三款	雜則	七十九丁
第十四款	賞譽例	八十三丁
第十五款	賈罰例	八十七丁
第十六款	致仕慰勞金	九十丁
第十七款	末家	九十五丁
第十八款	証書式	百四丁
第十九款	船舶規程	百十三丁

緒言

凡ソ天地ノ間皆法アラザルハ莫シ荷クモ天地ノ間ニシテ法ナクンバ日月何チ以テ運行ノ度ヲ保テ四時何チ以テ節物ノ序ヲ得ンヤ荷クモ人間ニシテ法ナクンバ社會何ニ依テ立テ上下何ニ依テ定マランヤ是レ法ノ以テ已ム可ラザルノ理ニシテ宰平ガ毎ニ法ノ忽諸ス可ラザルヲ説ク所以ナリ宰平謹テ按スルニ我住友家業ヲ興シ基ヲ成セシヨリ以來或ハ時ト消長シ世ト浮沈スルノ感ナキ能ハズト雖モ家ヲ傳フル

今ニ十二世業ヲ繼ク茲ニ二百五十餘年ノ久キニ涉ルモノハ蓋シ上下慣行スル所ノ良法其間ニ存スルノ深キヲ知ル然ルニ幕政ノ末路ニ及ンデ時勢已ニ變シ我家道亦タ隨テ衰ヘントス會マ明治改元王政維レ新ナリ家長公奮然家ヲ起シ業ヲ振フヲ以テ祖宗ニ誓ヒ不肖宰平ニ責ムルニ翼賛ノ任ヲ以テス宰平感激自カラ才力ヲ顯ミルニ逸アラズ身ヲ委シテ之ニ當リ百方計畫幸ニ家長公ノ德ニ由テ遂ニ恢復ノ効ヲ奏シ漸ク今日ノ盛運ヲ見亦タ以テ今日此法ヲ修

定シ之ヲ後世ニ傳フルニ至ルヲ得ルモノ固ヨリ偶然ニ非ザルナリ宰平等茲ニ家長公ノ旨ヲ奉シ二百五十餘年慣用シ來レル良法ニ基キ之ヲ今日ノ時勢ト人情トニ參酌シ乃チ我住友家人ト辨論討議シ其ノ是認スルモノヲ編製シ謹テ家長公ノ裁定ヲ仰キ以テ承ク我家法ト爲ス庶クハ上下此法ヲ守リ敢テ或ハ違フ勿レ若シ夫レ日後時勢人情ノ變易ニ從ヒ之ガ改正ヲ要スルノ已ムヲ得サルニ臨マバ宜ク更ニ家長公ノ旨ヲ領シ公議衆論以テ家長公ノ志ヲ成シ家

道ヲ悠遠ニ傳フルヲ務メヨ否ラズシテ或ハ一朝ノ喜怒ニ任セ或ハ一己ノ好惡ニ發シ或ハ朝タニ成リ夕ヘニ毀ル等ノヲアラバ管ニ令出テ行ハレザルノミナラス實ニ家長公ノ旨ニ反シ實ニ家道ノ衰運ヲ招キ又實ニ宰平等ガ我住友家ニ盡ス所ニ背カン宰平管テ之ヲ間ク鴻池氏ノ家ヲ興スヤ當時備前ノ藩儒蕃山熊澤氏ニ就テ謀ルヲアリ熊澤氏乃チ鴻池家法數條ヲ製シ之ヲ贈リ鴻池家今ニ至テ之ヲ守リ家道因テ盛シナリト是レ法ヲ製スル其宜キヲ得テ法ヲ守

ル其人ニ乏シカラザルヲ以テナリ我住友家人亦タ應サニ鑑ムベシ謹テ撰ス

住友家總理

明治十五年一月

廣瀬宰平

第一款 家憲

我住友家長タル者ハ誓テ左ノ條件ヲ履行シ
家業ノ隆盛ヲ圖ルヲ以テ必要トス

第一條 政令ヲ遵奉シ家則ヲ確守シ品行ヲ謹
ミ本分ヲ盡ス事

第二條 豫州別子山ノ鑄業ハ萬世不朽ノ財本
ニシテ斯業ノ盛衰ハ我一家ノ興廢ニ關シ重
且大ナル他ニ比スベキモノナシ故ニ舊來ノ
事蹟ニ徵シテ將來ノ便益ヲ謀リ益々盛大ナ
ラシムル事

第三條 我營業ハ確實ヲ旨トシ時勢ノ變遷理
財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ苟クモ浮利ニ

趨リ輕進ス可ラザル事

第四條 祖先ノ祭祀ヲ厚フシ子孫ノ教育ヲ意
ル可ラザル事

第五條 我一家ヲ維持スル任ニ堪ヘザル者ハ
嫡子ト雖モ之ヲ廢シ次子ノ其責ヲ負フベキ
者ニ相續セシムル事

第六條 總理人以下ノ能不能ヲ監別シテ之ヲ
任用シ勉不勉ヲ視察シテ之ヲ褒貶シ言路ヲ

洞開シテ情況ヲ通暢スル事

第七條 分家末家ヲ愛護シ永ク懇誼ヲ保持ス
ル事

第二款 職制

重任局 本店ニ本局ヲ置シ
其他ヲ分局ト云フ

家長

第一 我一家諸般ノ事務ヲ統轄シ稟申ノ
可否ヲ決裁ス

第二 規則慣例アルモノト雖モ時宜ニヨ
リ取捨増減特行セシムルコトアルベシ

總理人

壹名

第一 定款ニ據リ我營業上一切ノ事務

ヲ總理監督ス

第二 事業ノ進否及ヒ資財運轉ノ道貨

物賣買ノ機ニ注意シ專舉ヲザルアレ

ハ其責ニ任ス

第三 規程ヲ創設シ若クハ之ヲ補正シ

事業ヲ典廢シ若クハ之ヲ改良セント

スルキハ稟申請可ノ上之ヲ處辨スベ

キモノトス

四

ハ稟申スベキモノトス

第七 臨時急遽ヲ要シ稟申或ハ支配人

以下ニ詢議スル能ハザル場合ニ於テ

ハ專決施行スルヲ得

支配人

若干名

第一 總理人ノ職務ヲ輔ケ一切ノ事務

ヲ管理ス

第二 部下各員ノ勤惰適否ヲ監視シ其

進退賞罰ヲ具狀スルヲ得

第三 總理人事故アルキハ其代理ヲ爲

六

第四 資財ヲ運轉シ及ヒ貨物ヲ賣買セ

ントスルニ金壹萬圓以上ヲ要スルキ

ハ稟申請可ノ上之ヲ處辨シ其以下ハ

之ヲ決行スルヲ得

第五 等内六等以上ノ勤惰適否ヲ審案

シ其進退賞罰ヲ稟申シ等内七等以下

ハ之ヲ稟申施行シ等外ハ之ヲ專行ス

第六 部下各員ニ課務ヲ命シ七等以下

ハ各地ニ臨時派遣セシムルヲ得尤

六等以上及ヒ外國ニ派遣セシムルキ

五

スヲ得

第四 事業上ノ都合ニヨリ特任ノ事務

ヲ整理スルヲ得

副支配人

若干名

第一 職掌支配人ニ亞ク

理事 若干名

第一 總理人ノ職務ヲ輔ケ一切ノ事務

ニ參與シ又ハ支配人ノ職掌ニ亞ク

各課

各支店

七

各分店
工業場
課長 適宜之ヲ置ク 一名
店長 一名
場長 一名

第一 重任局員ノ命ヲ受ケ主務ヲ幹理シ其責ニ任ズ

第二 部下等内各員ノ勤惰適否ヲ視察シテ之ヲ具狀シ及ニ等外各員ヲ監督シ其進退賞罰ヲ具狀スルヲ得

八

第三 主管ノ事務ニ係リ意見フルキハ之ヲ具狀スルヲ得

第四 事業上ノ都合ニヨリ特任ノ事務ヲ幹理スルヲ得

次長 適宜之ヲ置ク 一名

第一 職掌長ニ亞ク

主務方 若干名

第一 主管ノ長若シクハ重任局員ノ指揮ヲ受ケ主務ニ從事ス

第二 主管ノ長事故アリ次長欠員ノキ

九

ハ其代理ヲナスヲ得

船舶
船長 一名

第一 定款ニヨリ船中一切ノ事ヲ総轄シ其責ニ任ズ

第二 部下等内各員ノ勤惰適否ヲ視察シテ之ヲ具狀シ水火夫長以下ヲ進退賞罰スルヲ得

事務長 適宜之ヲ置ク 一名

第一 船長ノ協議ニヨリ船中一切ノ雜

十

務ヲ幹理ス

事務方 若干名

第一 船長又ハ事務長ノ指揮ヲ受ケ主務ニ從事シ部下各員ヲ使役ス

技術方 若干名

第一 船長ノ指揮ヲ受ケ主務ニ從事シ部下水火夫ヲ使役ス

第三款 事務章程

本店

第一條 本店ハ我營業上一切ノ事務ヲ統轄決

十一

行スル所トス

第二條 本店ノ事務ハ重任局ヲ置キ之ヲ管掌
シ井ニ左ノ三課ヲ置キ之ヲ分掌ス

但事務ノ都合ニヨリ各課ヲ廢置スルコト
ルベシ

第一 商務課

第二 會計課

第三 庶務課

第三條 商務課ハ商業ニ關スル一切ノ事務ヲ
管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌

十二

セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 賣買方 嶺山所要物品ノ購入石

炭米穀其他物品ノ賣買及ヒ丁銅生絲

販賣ニ係ル事ヲ掌ル

第三 並合方 米穀其他物品ヲ抵當ト

シテ金員ヲ貸附スル事ヲ掌ル

第四 貿易方 外國貿易ニ關スル物品

賣買ノ事ヲ掌ル

第五 回漕方 船舶乘客并ニ荷物回漕

十三

ニ係ル事ヲ掌ル

第四條 會計課ハ金錢出納ニ關スル一切ノ事
務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ
分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 精算方 金錢出納ニ係ル帳簿并

ニ統計表ノ勘査ヲ掌ル

第三 出納方 金錢地金銀ノ出納及ヒ

諸証券等ノ管守ヲ掌ル

第四 用度方 店內所用物品ノ購入及

十四

ヒ器物ノ保存ヲ掌ル

第五條 庶務課ハ記録田地貸家ニ關スル一切
ノ事務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ
之ヲ分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 書記方 文書及ヒ統計表ノ採集

保存其他記録簿ヲ掌ル

第三 田地方 作徳米金ノ徵集地租民

費ノ支出及ヒ田畑ヲ抵當トシテ金員

ヲ貸付シ其他耕作地ニ係ル事ヲ掌ル

十五

第四 貸家方 家賃ノ徵集貸家ノ保存
 地租區費ノ支出及ヒ店內其他所有ノ
 建物築造修繕ノ事ヲ掌ル

鑛山出店

第一條 鑛山出店ハ該山ニ係ル一切ノ事務ヲ
 處理スル所トス

第二條 出店ノ事務ハ重任分局ヲ置キ之ヲ管
 掌シ并ニ左ノ七課五分店ヲ置キ之ヲ分掌ス
 但重任局ニ附属書記ヲ置ク又事務ノ都合
 ニヨリ各課各分店ヲ廢置スルコトアルベシ

第一 開坑課
 第二 製礦課
 第三 土木課
 第四 山林課
 第五 販賣課
 第六 會計課
 第七 釀造課
 第八 新居濱分店
 第九 立川分店
 第十 篠津分店

第十一 落合分店
 第十二 七番分店

第三條 開坑課ハ有鑛質物開坑ノ業務ヲ管理
 スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシ
 ム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 坑道方 立坑横坑通洞ヲ開鑿及
 ヒ保全シ并ニ疏水通風測量等ノ事ヲ
 掌ル

第三 探礦方 礦物ヲ掘採運搬シ及ヒ

探礦跡ノ補理等ヲ掌ル

第四 撰礦方 璞礦ノ品位ヲ識別シ適
 宜ニ碎割シ再撰シテ礦倉ニ納メ又ハ
 煖礦所ニ送致スル等ノ事ヲ掌ル

第四條 製礦課ハ冶金製鍊ニ關スル一切ノ業
 務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ
 分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 煖礦方 撰礦方ヨリ受取りタル
 礦石ヲ燒煖シ所用ノ薪ヲ需求シ及ヒ

煇礦ヲ鑄礦方沈澱方等ニ供給スル事ヲ掌ル

第三 鑄礦方 煇礦ヲ鑄解スルヨリ丁銅又ハ銅判純銅等ニ精製スルヲ掌ル

第四 沈澱方 煇礦ヲ溶融シ銅分ヲ濕收シ或ハ該餘液ヨリ用品ヲ製出スル等ノ事ヲ掌ル

第五 分拆方 坑物又ハ金屬ヲ分拆試験シ及ヒ試驗報告書ヲ製スルヲ掌ル

第六 木炭方 製炭ニ注意シ諸山ヨリ

來ル木炭ヲ受取り及ヒ木炭ヲ供給スル等ノ事ヲ掌ル

第五條 土木課ハ土木營繕ニ關スル一切ノ業務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 土工方 土工石工ノ事業及ヒ製瓦等ノ事ヲ掌ル

第三 木工方 造家修繕其他木工ニ係ル事業及ヒ家屋ノ保存家賃ノ徵集ヲ

掌ル

第四 修路方 道路橋梁ノ築造修繕ニ係ル事業ヲ掌ル

第五 測量方 陸地測量及ヒ製圖等ノ事ヲ掌ル

第六條 山林課ハ山林保護伐採及ヒ地理ニ關スル一切ノ事務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 地理方 山岳樹林ノ廣狹ヲ測量

シ經界ヲ正シ及ヒ官民有土地ニ關スル事ヲ掌ル

第三 培植方 竹木及ヒ茅等ヲ栽培シ森林ヲ看守保護スル等ノ事ヲ掌ル

第四 伐採方 土木開坑ニ供給スル木材竹茅等ヲ伐採シ及ヒ運搬貯蓄其他月表年表ヲ製スル等ノ事ヲ掌ル

第七條 販賣課ハ米穀其他必用物品ヲ受取及ヒ仕拂フ事ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第八條

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 運輸方 諸荷物ヲ受取り及ヒ送附シ其他各課各店ノ往復文書雜物受渡等ノ事ヲ掌ル

第三 仕拂方 稼人ニ米穀其他物品ヲ賣渡シ及ヒ月表年表ヲ製スルヲ掌ル

第四 簿記方 本課ノ諸帳簿ヲ記シ及ビ各課各店ヨリ來ル帳簿ト對照計算スル等ノ事ヲ掌ル

會計課ハ金錢出納ニ關スル一切ノ事

務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 精算方 金錢出納ニ係ル帳簿并ニ統計表ノ勘査ヲ掌ル

第三 出納方 金錢ノ出納及ヒ諸証券等ノ管守ヲ掌ル

第四 用度方 店內所要物品ノ購入支拂及ビ器物ノ保存ヲ掌ル

醸造課ハ醸造ニ關スル一切ノ業務及

第十條

第一 課長 本課一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 仕込方 米穀ヲ精白シ酒類ヲ釀造スルヲ掌ル

第三 販賣方 米穀酒類ヲ販賣シ及ビ簿記等ノ事ヲ掌ル

新居濱分店ハ鑛業ニ關スル諸物品ヲ調達運搬シ及ビ所屬ノ耕地地ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第一 店長 店內一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 田地方 作徳米金ノ徵集地租民費ノ支出及ヒ田畑ヲ抵當トシテ金員ヲ貸付シ其他耕地ニ係ル事ヲ掌ル

第三 會計方 金穀ノ出納雜品ノ購入及ビ金穀諸品ノ管守ヲ掌ル

第四 運輸方 諸荷物ヲ受取り及ヒ送附シ其他各店各課ノ往復文書雜物ノ受渡等ヲ掌ル

立川分店ハ鑛業ニ係ル諸物品ヲ運

搬シ及ヒ製銅ノ業務ヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

第一 店長 店內一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 製銅方 荒銅及ビ精銅ヲ丁銅純銅等ニ精製スルヲ掌ル

第三 會計方 金穀ノ出納及ビ管守ヲ掌ル

第四 運輸方 諸荷物ヲ受取り及ヒ送附シ其他各店各課ノ往復文書雜物ノ受渡等ヲ掌ル

第十二條 篠津落合七番ノ分店ハ木炭ヲ製出シ之ヲ運搬シ及ヒ其役夫ニ米穀ヲ賣渡スヲ管理スル所ニシテ左ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌セシム

但便宜ニヨリ各地ニ出張所ヲ配置シ之ヲ分擔セシム

第一 店長 店內一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 製炭方 木炭ヲ製出運搬シ所屬山林ヲ監視シ及ヒ路程ヲ測量スル等ノ事ヲ掌ル

第十三條 第三 簿記方 諸帳簿ヲ記シ及ヒ米穀木炭ノ管守受渡等ノ事ヲ掌ル

支那人ニ特ニ左ノ事項ヲ委託シ決行處理セシム其他ハ本店重任局ヘ稟申スベシ

但特任外ト雖モ臨時急遽ヲ要シ稟申スル能ハザル場合ニ於テハ專行スルヲ得又權限内ト雖モ關係ノ大ナルト認ムルモノハ之ヲ稟申スベシ

第一 既定ノ事業ヲ經營スルヲ

第二 既定若クハ慣例ニヨリ事務ヲ調理スルヲ

第三 豫定ノ金額ヲ支出スルヲ

第四 部下各員ニ轉勤出張ヲ命シ責罰ヲ加ヘ(等内六等以上退身)又ハ休暇等ノ乞願ヲ許否スルヲ

第五 鑛夫頭以下其他等外ノ者ヲ進退黜陟スルヲ

朝鮮釜山、元山支店

第一條 朝鮮釜山、元山兩支店ハ彼我ノ物産ヲ

貿易賣買スル所トス

第二條 釜山元山兩支店ノ事務ハ左ノ主任ヲ置キ分任整理スベキモノトス

第一 店長 店內一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 會計方 金錢ノ出納其他證券ノ

管守ヲ掌ル

第三 賣買方 貿易ニ關スル物品賣買

ノヲ及ヒ諸物品倉庫ノ管守ヲ掌ル

第三條 店長ニ特ニ左ノ事項ヲ委托シ決行處理セシム其他ハ本店重任局ヘ稟申ヘシ

但特任外ト雖モ臨時急遽ヲ要シ稟申スル能ハサル場合ニ於テハ專行スルヲ得又權限内ト雖モ關係ノ大ナルト認ルモノハ之ヲ稟申スベシ

第一 資本金ヲ以テ彼我ノ物産ヲ賣買スルヲ

第二 月給其他定例ノ經費ヲ支出スルヲ

第三 定用ノ器具ヲ買入レ家屋等ヲ修繕スルヲ

第四 賣買上ニ關シ店內在勤ノ者ニ臨時出張ヲ命シ又ハ事務ノ都合ニヨリ一時等外ニ相當セル雇人ヲ使用スル

第四條 資本金ハ商況ニヨリ之ヲ増減ス而シテ該金ノ出納ハ本店會計課ニテ之ヲ扱ヒ其

出納スルハ必ス重任局ノ檢印ヲ受クベシ但定額外ノ金員ヲ要スルハ本店貿易方

ヨリ其事由金員ヲ具申シ重任局ノ許可ヲ經ベシ尤時宜ニヨリ該金員ニ對シ利子若

干ヲ付セシム

第五條 輸入品ハ相場ノ昂低船便ノ都合ニヨリ各地ニ販賣スルモ便宜ニ任スト雖モ可成本店ニ送附スベシ輸出品購入モ亦之ニ準ズ

第六條 毎月精算表ヲ製シ金錢物品ノ出納ヲ開申シ猶一ヶ年兩度(前季五月後季十一月)統計表ヲ作り損益ヲ報告シ本店重任局ノ檢印ヲ受クベシ

神戶支店

第一條 神戶支店ハ豫洲別子嶺山產出ノ丁銅ヲ販賣シ兼テ該山ノ要務及ヒ本店ノ命ニヨ

事務ヲ辨理スル所トス

第二條 管掌ノ事務ハ左ノ主任ヲ置キ分任整理スベキモノトス

第一 店長 店內一切ノ事務ヲ幹理ス

第二 會計方 金錢及ヒ丁銅ヲ出納シ諸証券ノ管守其他書器ノ保存ヲ掌ル

第三條 店長ニ特ニ左ノ事項ヲ委托シ決行處理セシム其他ハ本店重任局ヘ稟申スベシ

但第一項ハ施行ノ上其都度之ヲ具申スベシ

第一 丁銅五萬斤以下ヲ販賣スル

第二 月給其他定例ノ經費ヲ支出スル

第三 定用ノ物品ヲ購入シ及ヒ金拾圓以下ヲ以テ家屋ヲ修繕スル

第四 臨時費及ヒ交際費金拾圓以下ヲ支出スル

第四條 收入金ハ豫テ契約セル銀行ニ預ケ置キ之ヲ以テ該店ノ經費ニ充テ餘金ハ本店重任局ノ指揮ヲ受ケ本店或ハ鑛山ニ送附スベシ

第五條 凡ソ販賣上ハ總テ書面ヲ以テ其販賣物品ノ高及ヒ代金期限ヲ契約シ猶違約ナキ爲メ其金高壹割五分ノ手付金ヲ收入スベシ

第六條 毎月重任局員出張ノ節事務ノ實現ヲ具申シ一切ノ帳簿ニ證書並ニ統計表ヲ添ヘ金錢現品ト共ニ檢査ヲ受クベシ

西京製絲場

第一條 西京製絲場ハ蠶繭ヲ以テ生糸ヲ製造シ及ヒ之ヲ販賣スル所トス

第二條 管掌ノ事業ハ場長及ヒ左ノ兩部ニ各主任ヲ置キ分任整理スベキモノトス

第一 場長 場内一切ノ事務ヲ幹理ス製造部

第二 製造方 繭ノ良否器械ノ適否ヲ監査シ生糸製造ニ係ル一切ノ事ヲ掌リ兼テ工女ノ勤惰巧拙ヲ監督ス

第三 用度方 製造ニ屬スル金錢及ヒ諸物品ノ出納石炭其他定用品買入ヲ掌ル

第四 工女取締 工女ノ品行ヲ監視レ
及ヒ教導上ノ事ヲ掌ル

賣買部

第五 賣買方 商買入製糸賣捌キニ係
ル事ヲ掌ル

第六 會計方 賣買ニ屬スル金錢ノ出
納及ヒ繭絲ノ管守ヲ掌ル

第三條 場長ニ特ニ左ノ事項ヲ委托シ執行處
理セシム其他ハ本店重任局へ稟申スベシ
但第五項ハ施行ノ上其都度之ヲ具申スベシ

第一 成規ニヨリ生糸ヲ製造スルコト

第二 月給其他定例ノ經費ヲ支出スル
コト

第三 定用ノ器物及ヒ石炭等ヲ買入レ
并ニ金拾圓以下ヲ以テ家屋器械ヲ修
繕スルコト

第四 臨時費金拾圓及ヒ交際費金五圓
以下ヲ支出スルコト

第五 工女機械方小使等定員ヲ雇入レ

若クハ雇ヲ止メ等級ヲ進退スルコト

第六 例規ニヨリ工女ヲ賞譽スルコト

第四條 收入金ハ豫テ契約セル銀行ニ預ケ置
キ之ヲ本場ノ經費ニ充テ尙餘金アレハ本店
ニ納メ不足アルキハ本店ヨリ受取ルベシ

第五條 製造品ハ保藏シ置キ本店重任局ノ指
揮ヲ受ケ販賣若クハ本店ニ送附スベシ

第六條 毎月重任局員出張ノ節事業ノ實況ヲ
具申シ一切ノ帳簿ニ証書并ニ統計表ヲ添ヘ
金錢現品ト共ニ檢査ヲ受クベシ

船舶

第一條 汽船風帆船ハ我營業上運搬ノ便ニ供
シ兼テ乘客荷物ヲ搭載ス

第二條 管掌ノ事ハ左ノ主任ヲ置キ分擔調整
スベキモノトス

但風帆船ハ船長會計方ニ限ル

第一 船長 本船ニ係ル一切ノ事ヲ惣
轄ス

第二 事務長 雜務諸般ノ事ヲ幹理ス

第三 會計方 金錢ノ出納及ヒ用度并

ニ船客附等ノ事ヲ掌ル

第四 荷物方 船客ノ應接及ヒ諸荷物ニ係ル事ヲ掌ル

第五 運轉手 水夫長以下ヲ使役シ本船ノ運轉ヲ掌リ兼テ航海日誌ヲ登記ス

第六 機關手 火夫長以下ヲ使役シ機械ヲ運轉シ兼テ之ニ關スル要品ヲ調査ス

第三條 船長ニ特ニ左ノ事項ヲ委托シ決行處

理セシム其他ハ本店重任局ヘ稟申スベシ

但第二第五項ハ施行ノ上歸阪毎ニ之ヲ具申スベシ

第一 定航路ヲ往復スルコト

但風帆船ハ此限ニアラス汽船ト雖モ風波等ニヨリ寄港スルハ便宜ニ任ス

第二 水夫長以下ヲ進退黜陟シ及ヒ責罰ヲ加ルコト

第三 月給其他定例ノ經費ヲ支出スル

第四 定用ノ物品ヲ買入ル、コト

第五 航海中急ヲ要スル箇所ヲ修繕シ及ヒ船具ヲ買入ル、コト

第四條 歸阪毎ニ本店重任局員本船ニ出張シ諸事ヲ檢査ス其際航海ノ實況等ヲ具申シ一切ノ帳簿ニ証書并ニ統計表ヲ添ヘ金錢現品ト共ニ檢閲ヲ受クベシ

第五條 本船ノ經費ハ收入金ヨリ支出シ餘金ハ本店ニ納ムベシ

第六條 航海日誌碇泊日誌等ハ歸阪毎ニ整頓シ本店回漕方ヘ送致シ之ヲ官廳ニ差出スベシ

第四款 店內揭示

第一條 本店支店ノ別ナク左ノ事項ヲ店內ニ揭示シ常ニ之ヲ服膺スベシ

一 政府ノ法律布令ヲ遵奉シ本店ノ成規命令ヲ確守セベシ

一 誠實其職ヲ盡シ深切其事ヲ從ヒ決

て怠惰な流れ疎漏に涉る可らぬ

一 各自擔任の事を擧げ苟も權限を越へ專斷を爲すべからぬ

但多用の節ハ相補助し其要務を辨すべし

一 來客の應接は懇切丁寧ふし禮遇と欠ぐべからぬ

一 金錢井に物品取引等ハ惣て約束と確實にし其證書を要するものハ精密之と調査し一も誤謬なき様注意とすべし

一 臨時止と得ざるの外賣買上の取引は總て勤務時間中ニ處理し金錢ハ即時ニ會計主任と受渡と爲とすべし

一 店内と清潔ふし帳簿器具を整頓し紛雜なき様注意すべし

但會計帳簿ハ必ず毎日決算と遂げ整理すべし

一 休業日并に勤務時間ハ各店の例規に據るべし

右之條々遵守可有之候也

明治 年 月 日 住友 吉 左 衛 門

第二條 休業日及ヒ勤務時間其他各店ニ限ル例規ニシテ必要ナルモノハ別ニ揭示スベシ

第五款 雇入及等級

第一條 等ノ内外ヲ問ハズ新タニ雇入レントスルモノハ本人從來ノ履歴品行等ヲ審案シ猶三ヶ月間試験ノ爲メ其事務ニ從カハシメ而ル後適任ノ者ト認ルルキハ更ニ等級ヲ定メ

雇入ル、モノトス

但試験三ヶ月ニ滿タザル前豫メ滿期ノ日ヲ本人ヨリ届出ツベシ

第二條 雇人タルヲ得ルモノハ年齢滿二十年ヨリ滿三十五年迄ニ限り特ニ左ノ算科ニ通曉スルヲ要ス

但別ニ見ル所アル者ハ敢テ本文ニ據ラザルベシ

第三條 試験及ヒ雇入其他病死退身ノ節ハ體位 加減乘除 諸比例 求積

書ヲ出サシム其書式ハ証書式第一号ヨリ第
四号ニヨルベシ
但本文証書中保証人タルベキ者ハ可成
支店ニ在勤スルカ本人在勤ノ地ニ居住ス
ルヲ要ス
第四條 雇人等級ヲ設ケ上等内等外ノ三級
トシ更ニ之ヲ分ツテ上等ハ一等ヨリ三等
内ハ一等ヨリ十等等外ハ一等ヨリ五等ニ至
ル
第五條 等級ハ其才力功勞等ニヨリ之ヲ進
ノ

若シ其任ニ耐ヘザルモノハ之ヲ貶スベシ
第六條 等級ヲ定メ或ハ之ヲ黜陟スルハ辭令
書ヲ以テ命スベキモノトス
但辭令書ヲ受クレハ請書(証書式第六号)ヲ出スベ
レ
第六款 身元金
第一條 等内以上ノ者其身元ヲ堅固ニシ且退
身ノ後自營ノ用ニ供セシメシメガ爲メ身元金
ト稱シ左ノ表面ニ照ラシ金額ヲ徴收ス

身元金表

等級	上等	二等	三等	内等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
金額	一五〇〇	一〇〇〇	七〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一六〇	一〇〇	七〇	四〇	二〇	一〇

第二條 身元金ハ雇入ノ節之ヲ徴收シ本店會
計方ニ預リ通帳ヲ本人ニ付シ之ヲ証トス而
シテ該金員ハ年六分ノ割ヲ以テ利子ヲ附シ
翌年一月ニ至リ元金ニ組入レ其計算ヲ明示
ス
但利子ノ計算ハ一ヶ月ヲ折半シ十五日以

前ハ全月十六日以後ハ半月分ヲ付ス
第三條 身元金ハ退身或ハ死去ノ際ニアラザ
レハ元利共一切還附セズ萬一通帳ヲ以テ他
ノ抵當トシ金融ヲ爲スモ其効力ヲ有セザル
モノトス
第四條 若シ在勤中不正又ハ責罰例ニ觸レ金
額ヲ徴收スベキ場合ニ於テ之ヲ辨金ヲナス
能ハザル者アレハ身元金ヲ以テ之ニ充テ(不
足ヲ生ズルハ別)更ニ其等級ニ相當セル金額(利
子合)ヲ差出サシム

但本文ノ場合ニ於テ更ニ出金セシムルキハ期限ヲ定メ猶豫ヲ與フルコトアルベシ

第五條 昇級或ハ降等ノ者既ニ差出セル身元金其等級ニ相當スル金員ニ對シ過不足ヲ生ズルキハ不足金ハ年末ニ至リ更ニ増徴シ過金ハ勤仕年數ト現時ノ等級トヲ比較シテ元利シ増殖高ヲ計算シ餘金ヲ返還ス

第六條 水火盜難等ニヨリ通帳ヲ紛失セシキハ届出ツベシ會計課ノ帳簿ニ據リ更ニ之ヲ製シ下付ス

第七款 俸給

第一條 凡ソ雇人等級ニ應シ月給ヲ定ム則テ左ノ如シ

但執業ノ難事ニ涉ル者ハ特ニ増給スルコトアルベシ

月給表

金額	等級
一五〇	上等
一〇〇	一等
七〇	二等
五〇	三等
四〇	内等
三〇	一等
二五	二等
二〇	三等
一五	四等
一〇	五等
八	六等
六	七等
四	八等
	九等
	十等

第二條 月給ハ毎月廿日ヲ以テ附與ス一ヶ月ヲ前後ニ分テ新任及ヒ昇等増給十五日前ニアル者ハ其金額十六日後ハ半額ヲ給ス降等及ヒ退身モ亦之ニ準ス

但各地在勤ノ者ハ請書ヲ出シタル日ヲ推シテ區分ス

金額	等級
九	外一等
七	外二等
六	外三等
五	外四等
四	外五等
三	外六等

第三條 病氣ニ罹リ欠勤スル者ハ其日ヨリ算ヘ滿二ヶ月(三十日以下)トシテ一ヶ月返ハ月給全額ニケ月ヲ踰レハ半額ヲ給シ三ヶ月以後ハ之ヲ給セス

第四條 病氣全癒一旦出勤シ再ヒ病ニ罹リ欠勤ノ者出勤日數十日以内ハ復病ト見做シ前日數ニ合算シ十日以外ハ第三條ニ準ス

第五條 情願ニヨリ歸省及ヒ旅行スル者又ハ不得止事故アリテ欠勤ヲ願出ル者其日數ハ月給半額ヲ給ス

但忌引ニ係リ欠勤スル者ハ特別ヲ以テ月給全額ヲ給ス

第六條 責罰例第二條但書ニ據リ謹慎ヲ命ズル者ハ其日ヨリ月給ヲ與ヘズト雖モ若シ無罪ニ皈スル者ハ全額ヲ給ス

第七條 一身上ノ私事ニ涉リ官廳ノ糾彈鞠問等ニテ召喚ヲ受ケ欠勤スル者モ第六條ニ準據ス

第八條 解雇ノ者事務引繼キノ爲メ日數ヲ要スル五日以内及ヒ後日調査ノ爲メ特ニ出頭

ヲ命ズル者ハ舊等ニ準シ月給日割ヲ以テ給ス尤過誤或ハ不正ノ事件ニテ出頭セシムル者ハ之ヲ給セズ

但事務引繼キノ日數第二條ニ定メタル一ケ月前後ノ區域内ニアルモノハ已ニ月給ヲ付與セルヲ以テ之ヲ給セズ

第八款 出納順序

第一條 金錢ノ出納ヲ精確ニシ其簿記ヲ簡明ニスルハ我營業上最モ要務ナリ故ニ本支店ノ別ナク特ニ會計主任ヲ置キ之ヲ擔任管守

セシム而シテ出納ノ機軸ヲ司トルハ重任局員ノ責任トス

第二條 凡金錢ハ必ズ各課ニ於テ帳簿ニ明記シ重任局員又ハ課長店長ノ捺印ヲ受ケ會計主任ハ其順序ヲ經ルニ非ザレハ如何ナル事情アリモ一切出納ヲナスベカラズ

第三條 諸般取引上ハ各課ニ分擔セシムト雖モ金錢ハ即時ニ會計主任ト受渡ヲナシ須臾モ各課中ニ置クベカラズ

第四條 會計簿ハ其証明スヘキ書類ト共ニ毎

日精算方之ヲ置カザル地ハ店長ニ於テ之ヲ勘査シ退出時間一時前重任局員之ヲ置カザル地ハ店長ノ捺印ヲ受クベシ

第五條 會計表ハ月表半季表及ヒ年表各二葉ヲ調製シ一ハ重任局員ニ開申シテ檢査ヲ受ケ一ハ其課其店ニ存置スベシ而シテ本店ニ於テハ各年表ヲ統計シ更ニ一表ヲ調製ス

第六條 毎月會計諸帳簿諸表及ヒ証書現金等ヲ對照シ重任局員兼任局員出張セザル地ハ店長ノ檢査ヲ受クベシ

第七條 公債證書諸証券ハ現金ト見做シ簿記
ヲ詳明ニシ毎月重任局員(兼任局員出張セ)ノ檢
査ヲ受クヘシ

第九款 當直

第一條 本店其他各店ニ當直ヲ置キ各店ノ例
規ニ遵ヒ等内外若干名(兼任局員ハ之ヲ除ク)ヲ以テ之ニ
充ツ

第二條 當直ノ者ハ店內ヲ管守シ非常ヲ警戒
シ及ヒ臨時事務ヲ調理スルヲ要務トス事ノ
重大ナルカ例外ニ涉ルキハ重任局員若クハ

當直日誌ニ登記シ翌日其主任ニ通告スベシ
第五條 各係リノ鎖鑰ハ之ヲ管守シ翌日其主
任ニ交付スベシ

第六條 店ノ内外ヲ巡視シテ後十門戸ヲ鎖シ
(時限ハ各店ノ)其鑰ヲ管守スベシ

第七條 常ニ店ノ内外ヲ洒掃セシメ不潔ナカ
ラシムルヲ要ス

第八條 當直中ハ殊ニ謹慎ヲ旨トシ飲酒ハ勿
論漫リニ門外ニ出ツルヲ禁ズ
第九條 火ノ元嚴重ニ取締ルハ勿論若シ近火

課長店長ニ稟申シ指揮ヲ得ルニアラザレバ
之ヲ處辨スベカラス

第三條 本支店若クハ課名役名宛ノ來書及ヒ

電信ハ之ヲ披閱シ緩急ヲ量リ處理スベシ某
名宛親展書等其至急ヲ要スルモノハ直ニ本
人ニ送附シ急劇ヲラガル者ハ翌日出頭ノ際
交付スルモ妨ケナシ

但重任局宛ノ電信ハ最寄局員ノ私宅ニ送
達シ來書ハ親展書ニ倣ヒ取扱フベシ

第四條 當直時間中ニ起ル事件ハ細大トナク

ノ報アレバ緊要ノ書類物品等ヲ整理シ門外
其他エ灯ヲ點シ或ハ消防等ニ注意シ臨機ノ
處分ヲナスベシ

第十條 主務ニ係リ當直スル能ハザル者ハ其
翌夜ニ當ル者ト交換シ疾病又ハ事故アツテ
當直ヲ辭セント欲スル者ハ代勤ノ者ヲ以テ
之ニ充ツベシ

但代勤ノ者ハ該店在勤ノ者ニ限り相對ノ
囑托ニ依ル

第十一條 主務ニ依リ出張スル者二日以上又

ハ疾病或ハ事故アツテ五日以上出店セザル者ハ當直ヲ除クベシ

第十款 休暇

第一條 本店其他各店トモ其例規ノ休業日ニ於テハ休暇ヲ與フ

但事務多端ノ際ハ此限ニアラズ

第二條 出張或ハ轉任スル者ハ發着前後左ノ日數ノ休暇ヲ與フ赴任ハ轉任ニ準ス

但臨時至急ヲ要スルキハ此限ニアラズ

一 本店ト京神支店トノ間并ニ鑛山各

分店ノ間轉任スル者ハ出立前一日

一 本店ト鑛山トノ間轉任スル者ハ發

着前後各二日出張スル者ハ出立前一日

一 釜山元山支店若クハ百里外ヘ轉任

スル者ハ發着前後各三日出張スル者ハ出立前二日歸着後一日

第三條 毎年暑中休暇トシテ六月十一日ヨリ

九月十日迄ノ間（季候ノ冷熱ニヨリ期）事務ノ差間ナキニ於テハ等内以上ハ二週間等外ハ一周

間ノ休暇ヲ聽ルス

但鑛山在勤ハ一二三四十二ノ五ヶ月間ニ該日數ノ休暇ヲ聽ルス

第四條 父母ノ祭日ハ一日ノ休暇ヲ與フ

第五條 疾病ニ罹リ休暇ヲ乞フ者ハ療養日限

ナ期ニ願出シハ之ヲ聽ルス日限ヲ過キ猶全癒ニ至ラザンバ其狀ヲ具申シテ延期ヲ乞フ

但欠勤七日以上ニ及ブ者ハ醫師ノ診斷書

ヲ出スベシ

第六條 出張中病氣ニ罹ルキハ電報若クハ郵便ヲ以テ休暇ヲ願出ベシ

但郵便ハ醫師診斷書ヲ添ヘ電報ハ歸着ノ上之ヲ出スベシ

第七條 一家ノ私事ニ係リ止ムヲ得ザル事故

アツテ出勤スル能ハザル者ハ其情願ニヨリ休暇ヲ聽スルヲアルベシ

第十一款 旅費及滞在日當

第一條 凡ソ職務上ニヨリ各地ニ出張スル者ハ左ノ表面ニ照シ旅費及ヒ滞在日當ヲ給ス

但物價ノ高低ニヨリ其金額ヲ増減スルヲ
アルヘシ

旅費并滞在日當表

種等級	目	往朝鮮	往嶺山	往旅並	滞在日當
上等	一等	七〇〇	五八〇	二五〇	二五〇
二等	二等	六〇〇	五〇〇	二〇〇	二〇〇
三等	三等	五〇〇	四二〇	一五〇	一五〇
四等	四等	四〇〇	三四〇	一〇〇	一〇〇
五等	五等	三〇〇	二九〇	一〇〇	一〇〇
六等	六等	二六〇	二五〇	一〇〇	一〇〇
七等	七等	二二〇	二二〇	一〇〇	一〇〇
八等	八等	一八〇	一八〇	一〇〇	一〇〇
九等	九等	一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇
十等	十等	一二五	一二五	一〇〇	一〇〇

七十二

種等級	目	往朝鮮	往嶺山	往旅並	滞在日當
一等	一等	一四〇	一七〇	一七〇	七五
二等	二等	一三〇	一六〇	一六〇	七〇
三等	三等	一二五	一五〇	一五〇	六五
四等	四等	一二〇	一四〇	一四〇	六〇
五等	五等	一一五	一三五	一三五	五五
		一一〇	一三〇	一三〇	五〇

七十三

第二條 左ノ各地ニ轉任赴任スル者ハ並旅行
費若干ヲ増給ス則チ其割合左ノ如シ
一 本店ト神戸又ハ西京支店トノ間三

倍ノ間モ之ニ準ス

一 本店ト嶺山各店トノ間十分ノ六但神

一 京支店ト嶺山トノ間モ之ニ準ス

一 本店ト朝鮮支店トノ間十分ノ六但神

一 他各店ト朝鮮トノ間モ之ニ準ス

一 嶺山出店ト同分店トノ間三倍但嶺山

一 ノ間モ之ニ準ス

第三條 晝夜急行等ノ如キ特ニ費用ヲ要スル

一 別ニ手當金ヲ附與スルヲアルヘシ

第四條 朝鮮支店ヲ除クノ外海外及ヒ北海道

七十四

一 派出スルキハ其際詮議ノ上賃費又ハ其額
ヲ定メ給與ス

第五條 家長ニ隨行シテ各地ニ出張スルキハ
並旅行費ノ三分ノ一ヲ給與ス

第六條 大阪西京神戸往復其他本店及ヒ嶺山
近傍ノ派出ハ其各店ノ例規ニヨリ給與ス

第七條 旅費ハ一日十里詰ヲ以テ給シ十里以
内ノ端里數ハ遞減ス

第八條 但里程ハ驛程覽鑑ニヨリ起算スベシ
滞在日當ハ着ノ翌日ヨリ其日數ニ應

七十五

シ之ヲ給與ス

但歸途ニ就ク日ハ之ヲ給セズ

第九條 赴任ハ出發前出張ハ歸着ノ後旅費受

取證書ヲ製シ精算方(之ヲ置カザル地ハ店長)ノ調査ヲ經テ

重任局(之ヲ置カザル地ハ店長)ノ檢印ヲ受ケ之ヲ請取ルベ

シ

但出張ノ者ハ旅行日誌ヲ旅費受取証ト共

ニ出スベシ

第十條 出張旅費ハ出發前ニ其往復里程ト滞

在日數トヲ豫算シ概キ其割合ニ當レル金額

第一條 凡ソ雇人ハ專ラ意ヲ勤務上ニ注キ他

第十二款 禁制

第十二條 出張中病氣ニ罹リ滞在シ其証明諒

ナルモノハ該日數ニ應シ滞在日當ヲ給與ス

岐ニ涉ラザルヲ要スルケ故ニ一切自己ノ商

業等ヲ營ムヲ禁ズ尤受祖若クハ子弟(年以上)ト

云戸主ニシテ一家ノ財産ヲ管理スルノ權ヲ

有スル者又ハ戸主ニアラザルモ他國ニ在ツ

テ家計ヲ異ニシ特ニ允許ヲ得テ商業ヲ爲ス

ハ妨ナン

但不動産或ハ公債證書其他株券ヲ購求シ

又ハ金員ヲ貸附シ將來ノ用途ニ供スルハ

此限ニアラズ

第二條 私事ニ係ル金錢取引其他證書類ニ本

支店ノ名号ヲ濫用スベカラズ

第三條 主務上ニ係リ他ヨリ金錢物品ヲ私收

スベカラズ又金錢ヲ私借スルヲ禁ズ

第四條 雇人丁年未滿ノ者ハ懇親會等ニ侍陪

スベカラズ

第五條 賞與例第四條ノ皆勤賞及ヒ第七條ノ

徽章アル着服等ハ他人ニ讓與又ハ賣却スベ

カラズ

第十三款 雜則

第一條 毎年四回(臨時會ハ此限ニアラズ)等内以上ノ者本家

并ニ鑛山出店ニ參集シ成規外ニ係ル我營業上ノ利害得失ヲ詢議スベシ

但議事方法ハ別ニ會議章程ヲ設ケ之ニ據ラシム

第二條 每年本店ニ於テ我營業上ニ係ル考課狀ヲ編纂シ將來ノ參考ニ供ス故ニ各店各課ニ於テハ前年中ノ營業及ヒ土木着手ノ景況非常ノ事件等ヲ簡明ニ記載シ翌年一月三十日限り報道スベシ

第三條 各店各課ニ於テ日誌ヲ製シ主務ノ要

領ヲ記載シ他日ノ參考ニ供スベシ

第四條 主務ニ依リ各地エ出張スル者ハ旅行日誌ヲ製シ其執筆ノ要領着發ノ日限等ヲ登記シ歸着ノ後重任局(之ヲ置カザル地ハ店長)ノ檢閲ヲ經ヘシ

第五條 各店ニ出勤簿ヲ備ヘ課長店長ニ於テ其勤惰ヲ調査シ重任局(重任局員出張セザル支店ハ店長)ノ檢閲ヲ受クベシ

第六條 但皆勤賞ノ調査ニ際シ之ヲ以テ証明ス
雇人一般印鑑(實印)及ヒ宿所(本縣寄留町)

地番)ヲ詳記シ届出ベシ遺失變換等アルキモ之ニ準ス

第七條 代理ヲ以テ事件ヲ辨理スルキハ委任狀ヲ領受スベシ之ヲ所持スルニ非ザレハ其權ヲ有セズ

第八條 他ノ會社等ノ委嘱ヲ受ケ其役員ヲ兼務スルハ本店ノ都合ニヨリ之ヲ允許スト雖モ其月給ヲ受クル者ハ全額十分ノ三本店ニ納メ賞與慰勞等ノ爲メ金員ヲ領受スルキハ之ヲ届出ベシ

第十四款 賞與例

第一條 凡ソ職務上ニ係リ勤勞功績アル者ハ之ヲ賞與ス一ヲ特別賞一ヲ年末賞一ヲ皆勤賞ト曰フ

第二條 特別賞ハ非常ノ功績アツテ其行爲他ノ標準トナルベキ者ニ特ニ金員又ハ物品ヲ附與スルモノトス

第三條 年末賞ハ功勞ヲ審案シ我營業上ノ收益ヲ參酌シ年末ニ至リ若干ノ金員ヲ附與スルモノトス

第四條 皆勤賞ハ一ケ年ヲ前後二季ニ分テ其勤惰ト出勤日數トヲ審査シ休暇規則第一條第二條第三條第四條ノ休暇ヲ除クノ外一日モ欠勤ナキ者アレバ賞品(住友氏刻印)ヲ附與スルモノトス

但半季中届出ノ上半日ノ欠勤兩回迄并ニ出勤時間後三十五分迄ニ出頭スル者ハ欠勤ニ加ヘズ

第五條 第二條ノ特別賞ヲ行フキハ其人名ト功績トヲ各店ニ公示シ之ヲ履歷書中ニ記載

與シ賞品ヲ返還セシム

第三 時トシテ各自所有スル賞品ヲ調査ノ爲メ提攜セシムルヲアルベシ

第四 職務上不都合ヲ生シ退身ヲ命ズル者ハ賞品ヲ返戻セシム其價ニ相當スル金額ヲ下附スベシ

第七條 各支店ニ於テ第四條ノ賞品ヲ金員ト交換セント乞フモノアルキハ該店ヨリ其價ヲ本店ニ問合セ交換ノ上其姓名番号ヲ届出

第六條 第四條ノ賞品ヲ領受スル者ハ左ノ事項ヲ遵奉スベシ

第一 賞品ハ在勤中ノ勤勞ヲ表シ之ニ酬ユルモノナレバ永ク之ヲ保存スルヲ要ス

第二 疾病其他不得止事故アツテ賞品ヲ通貨ニ交換セント欲スル者保証人二名連印出願スルキハ其事實審査ノ上之ヲ許シ其價ニ相當スル金員ヲ附

第八條 賞譽ヲ三種ニ分ツト雖モ臨時金員ヲ附與シ又ハ前後半季ノ末ニ至リ着服ヲ附與スルヲアルベシ

第十五款 責罰例

第一條 凡ソ雇人左ノ條項ニ觸ル、者アレハ責罰ヲ加フ尤此條項外ニ涉ルモノト雖モ其情狀ニヨリ之ニ準シ所分スルモノトス

第一 本店ノ成規命令ニ背ク者

第二 本務ヲ怠リ若シクハ疎漏ニ涉ル者

第三 過誤失錯ニ係リ損害ヲ生ゼシ者
 第四 職務上ニ因リ自己ノ利ヲ圖ル者
 第五 主務ノ權限ヲ超ヘ專斷スル者
 第六 名譽ヲ害シ信用ヲ損ゼシ者
 第七 不品行ニシテ訓誡ヲ加フルモ改心セザル者
 第二條 責罰ヲ分ツテ退身過怠金呵責ノ三種トシ其所犯ノ情狀ヲ審察酌量シ之ヲ適用スルモノトス
 但犯狀ヲ審問スルニ際シ進退何書(証書式第七番式)

ヲ出サシメ若シクハ謹慎ヲ命スルヲアルベシ
 第三條 退身ハ雇ヲ解キ過怠金ハ等級ニ應ジ月給高十分ノ一以上ヲ徵收シ呵責ハ其所爲ヲ責メ將來ヲ戒諭スルニ止マル
 第四條 責罰ヲ執行スルハ辭令書ヲ以テ本人ニ付シ之ヲ履歷書中ニ詳記ス
 第五條 過怠金ハ即時ニ徵收スルモノトス尤月給半額以上ニ當ルモノハ一ヶ月月給ノ半ヲ即時ニ徵シ殘餘モ亦之ニ準シ數月間ニ完

納セシム
 第六條 第一條ノ事項ニ觸レ我營業上ニ對シ損害ヲ生ゼシモノハ此例ニ照ラシ處分スト雖モ仍ホ其損害ノ原因ニヨリ之ヲ償還セシムルヲアルベシ
 第七條 法律ニ觸ル、者ハ之ヲ告訴シ公裁ヲ仰クト雖モ仍ホ此例ニ照ラシ處分スルヲアルベシ
 第十六款 致仕慰勞金
 第一條 致仕慰勞金ハ在勤中ノ功勞ニ酬ヒ且

子孫ノ後榮ヲ計ラシメン爲メ給與スルモノナリ故ニ之ヲ領受スル者ハ此主旨ヲ躰シ承ク保存センヲ要ス
 第二條 滿一ヶ年以上勤仕ノ者老年或ハ疾病其他不得止事故アツテ退職ヲ乞ヒ之ヲ允許スルノ際左ノ表面ニ照シ金員ヲ給與スルモノトス
 但其年限起算ノ方法ハ試験申ハ之ヲ除キ本雇入ノ日(舊來ノ雇入ハ元服ノ日)ヨリ起算ス
 致仕慰勞金表

年級	一等	二等	三等	四等	五等
年滿一ケ	一八〇	一六五	一五〇	一三五	一三〇
年滿二ケ	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇
年滿三ケ	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五
年滿四ケ	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇
年滿五ケ	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五
年滿六ケ	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇
年滿七ケ	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇
年滿八ケ	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇
年滿九ケ	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇
年滿十ケ	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇
年滿十一ケ	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇
年滿十二ケ	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇
年滿十三ケ	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇
年滿十四ケ	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇
年滿十五ケ	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇
年滿十六ケ	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇
年滿十七ケ	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇
年滿十八ケ	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇
年滿十九ケ	五四〇	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇
年滿二十ケ	五六〇	五四〇	五二〇	五〇〇	四八〇
年滿二十ケ以上	五八〇	五六〇	五四〇	五二〇	五〇〇

九十三

年級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
年滿一ケ	一八〇	一六五	一五〇	一三五	一三〇	一二五	一二〇	一一五	一一〇	一〇五
年滿二ケ	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇	一三五	一三〇	一二五	一二〇	一一五
年滿三ケ	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇	一三五	一三〇	一二五	一二〇
年滿四ケ	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇	一三五	一三〇	一二五
年滿五ケ	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇	一三五	一二五
年滿六ケ	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一四〇	一二五
年滿七ケ	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五	一二五
年滿八ケ	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇	一五五
年滿九ケ	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五	一七〇
年滿十ケ	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八五
年滿十一ケ	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇〇
年滿十二ケ	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇
年滿十三ケ	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇
年滿十四ケ	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇
年滿十五ケ	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇	二八〇
年滿十六ケ	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇	三〇〇
年滿十七ケ	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇	三二〇
年滿十八ケ	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三六〇	三四〇
年滿十九ケ	五四〇	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三八〇	三四〇
年滿二十ケ	五六〇	五四〇	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇	三四〇
年滿二十ケ以上	五八〇	五六〇	五四〇	五二〇	五〇〇	四八〇	四六〇	四四〇	四二〇	四〇〇

九十二

ス

第六條 末家準末家タル者ハ末家規則第三條ニヨリ其給與金三分ノ一ヲ本店ニ預リ置クモノトス

第七條 慰勞金ノ設ケタル我住友氏盛世ノ恩惠ニ出ツルモノナレハ時宜ニヨリ之ヲ變更シ又ハ萬一家ノ安危ニ係ル場合ニ於テハ之ヲ廢止スルヲアルヘシ

第十七款 末家

第一條 等内以上ニシテ十年以上勤續セシ者

九十五

第三條 第二條ノ場合ニ於テ在勤中ノ年限ト功勞ヲ徴シテ之ヲ審査シ表中ノ金額起止ノ範圍内ニ於テ斟酌増減ス

第四條 若シ罪犯發覺スルカ又ハ責罰例第一條ノ事項ニ觸レ退身ヲ命スル者ハ總テ此例ヲ用ヒズ

但旨ヲ諭シ退身ヲ乞フモノト雖モ其情狀ニヨリ本文ニ準スルヲアルヘシ

第五條 給與金ハ本人ノ望ニ任セ若クハ本店ノ都合ニヨリ通貨幣又ハ公債券ヲ以テ下附

九十四

老年或ハ病氣其他不得止事故アツテ辭職スルキハ永ク舊誼ヲ保持セン爲メ末家或ハ準末家トス故ニ其名義アル者ハ特ニ本末ノ間吉凶相聞ヒ災害相救ヒ其義務ヲ盡サンコトヲ要ス

但等外ノ者退身シ本文ニ準スル者ハ出入方ト稱ス

第二條 等内六等以上ノ者ヲ以テ末家ト稱シ其勤功ヲ考査シテ三等ニ分テ之ニ列ス等内七等以下ノ者ハ準末家ト稱シ其希望ニ任セ

之ニ加フルモノトス

但末家準末家ニ編入スル者ハ請書(証書式)ヲ出スベシ

第三條 末家準末家ニ編入スル者ハ致仕慰勞金三分ノ一ヲ本店ニ預リ置キ通帳ヲ本人ニ付シ之ヲ証トス而シテ該金員ノ利子ハ月七朱ノ割ヲ以テ毎年十二月十五日之ヲ附與スルモノトス

但一家相續人ヲ定メザルモノハ通帳并利子トモ本店ニ預リ置クベシ又通帳ヲ紛失

セシキハ速ニ届出ベシ

第四條 第三條ノ預ケ金ハ他ニ抵當トシ金融ヲ爲スベカラズ非常ノ災害ニ罹ルカ或ハ一家保持シ難キノ場合ニアラザレバ返戻ヲ乞フベカラズ若シ全額ヲ返戻スルキハ末家準末家ノ名義ヲ除クベシ

第五條 末家準末家ノ名跡相續ノ節ハ本店ヘ具申シ其承認ヲ受ケ結婚生死及ビ轉宅スルキハ本店ニ届出ベシ

但豫州在住ノ者ハ鑛山重任局ヲ經由スベ

第六條 末家準末家ノ者ヘハ毎年新年會ヲ本

家ト豫州鑛山分店トニ開キ家長誕辰宴會ヲ本家ニ設ケ酒饌ヲ饗ス

但大阪在住末家ノ者ハ毎年春季議會ヲ開クコトアルベシ

第七條 末家タル者ハ大坂最寄ハ毎月一日 豫州ハ五月九日本家又ハ鑛山分店ニ參來シ遠隔ノ地ハ書簡ヲ以テ音信シ情誼ヲ盡スヲ要ス

但參來ノ節ハ衣類等質素ヲ旨トスベシ

第八條 末家タル者ハ其等ニ應シ例ニヨリ左ノ物品ヲ贈與ス

一 末家ニ編入ノ節暖簾提灯

一 嗣續ノ節徽章ヲ付セル衣類

一 結婚ノ節物品

一 喪祭ノ節金員

第九條 準末家タル者ハ例ニヨリ左ノ物品ヲ贈與ス

一 準末家ニ編入ノ節暖簾提灯

第十條 末家ノ者能ク家業ヲ勵ミ家聲ヲ舉グ

ル者ハ昇等シ怠惰ニシテ家名ヲ損スルカ一
家ヲ維持スル能ハザル者ハ降等若クハ除名
スベシ

第十一條 準末家ノ者能ク家業ヲ勵ミ家聲ヲ
舉グル者ハ末家ノ列ニ加ヘ怠惰ニシテ家名
ヲ損スルカ一家ヲ維持スル能ハザル者ハ除
名スベシ

第十二條 末家準末家ヲ除名セラル、者ハ我
徽章アル衣類暖簾提灯等ヲ用ユルヲ得ズ
故ニ數年ノ後タリヒ之ヲ返還セシムルヲア

ルベシ

第十三條 末家中ヨリ名望アル者二名ヲ舉グ

委員トシ本末ノ間ニ立テ交誼ヲシテ彌親密

ナラシメ及ヒ一切ノ事ヲ辨理セシムベシ準

末家ノ者モ亦之ニ準ス

但委員ノ年限ハ滿一ケ年ヲ限リ毎年一月

五日投票ヲ以テ之ヲ定ムベシ尤多數ナル

ホハ猶繼續スルヲ得

第十四條 委員ハ末家ニ係ル左ノ事項ヲ幹旋
スベシ

第一 本家ヨリ諮詢スル事柄ニヨリ之
ヲ末家ニ傳ヘ會議ノ上其可否ヲ定ム
ルヲ

第二 末家ヨリ本家ニ出ス願伺届等ニ
與印スルヲ

第三 不品行又ハ家事理ラサルモノア
ルハ戒諭ヲ加ヘ尙用ヒザルアレバ
其始末ヲ本家ヘ具申スルヲ

第十五條 年番ヲ以テ周旋人ヲ置キ末家ニ係
ル雜事ヲ取扱フベシ

第十六條 未家ノ者本家へ諸願等ニヨリ其主

任者へ贈物等爲ス可ラズ

第十八款 証書式

第一号

試驗被雇証書

一拙者儀今般爲試驗三ヶ月間御雇入相成候ニ付テハ一身ノ進退ヨリ月給ニ至ル迄御見込ニ隨ヒ可申若シ試驗ノ末御用ニ相立不申候ハ、速ニ退身可仕候萬一試驗中何等ノ不都合ナ醜成候共拙者ハ勿論連印ノ者引受ケ毫モ御迷惑

被雇定約書

一拙者儀今般貴家ニ御雇入相成候ニ付テハ御家則テ守リ只管忠實ヲ旨トシ職務勉強可仕ハ勿論一身ノ進退ヨリ月給ニ至ル迄悉ク御見込ニ從ヒ且遠近ヲ問ハズ何レノ地ニ遣使セラル、モ決シテ異議無之萬一職務ニ堪ヘズ或ハ御家則ニ背戾シ御解雇相成又ハ臨時御都合ニヨリ廢止セラレ或ハ不幸ノ災禍ニ罹ルモ更ニ申分無之將又被雇中何等ノ不都合相醜候共連印ノ者引受ケ其損害ヲ生シ候トハ辨償致シ毫モ

相掛ケ申間敷候仍テ爲後日如件

何縣下何國何區何町何番地

明治年 月 日 被雇主 何族 何 某印
何年何月何日出生
乃何年何月

全 親戚 全 何 某印

全 保証人 全 何 某印

大阪府下南區鯉谷東之町壹番地

住友吉左衛門殿

第二號

貴家へ御迷惑相掛ケ申間敷候仍テ爲後日如件

何縣下何國何區何町何番地

明治年 月 日 被雇主 何族 何 某印
何年何月何日出生
何年何月

全 親戚 全 何 某印

全 保証人 全 何 某印

大阪府下南區鯉谷東之町壹番地

住友吉左衛門殿

第三号

身疾病事故或ハ老年ニテ引取者及ヒ退身被申付タル者差出スベキ証書式

証

一拙者儀何年何月何日ヨリ貴殿エ被雇入候處
 今般願之通御解雇相成(退身御申付相成)奉畏候
 然ル上ハ在勤中主務ニ係リ不都合ノ事件有之
 後日ニ至リ發覺候共拙者ニ於テ其責免カレ難
 ク且御損害ヲ生シ候キハ拙者并ニ連印ノ者引
 受ケ辨償致シ決シテ貴殿エ御迷惑相掛ケ申間
 敷候仍テ爲後日如件

何縣府下何國何郡何村何番地
 明治 年 月 日 本人 何族 何 某印

全

親戚 全 何 某印

全

保証人 全 何 某印

大阪府下南區鯉谷東之町壹番地

住友吉左衛門殿

第四號 雇人死去ノ節引受人ニ
送リ出スベキ証書式

証

一何某儀何年何月何日ヨリ貴殿へ被雇入候所
 今般死去仕候ニ付テハ同人被雇中主務ニ係ル

不都合等有之御損害ヲ生シ候キハ拙者兩人ニ
 テ引受ケ辨償致シ決シテ貴殿エ御迷惑相掛ケ
 申間敷候依テ爲後日如件

何縣府下何國何郡何村何番地
 明治 年 月 日 親戚 何族 何 某印

全

保証人 全 何 某印

大阪府下南區鯉谷東之町壹番地

住友吉左衛門殿

第五號 末家(母末家)被申付候
者送リ出スベキ証書式

証

一拙者儀今航病氣(老年)ニ依リ退職願上候處御
 聞届ノ上何等末家(母末家)ニ拜命シ且別紙金員
 并ニ品々被下置拙者ノ幸榮之ニ過ギズ謹テ御
 請申上候然ル上ハ御規則ヲ遵奉シ拙者ハ勿論
 子孫ニ至ル迄永ク鴻恩ヲ奉戴シ末家タルノ義
 務ヲ相盡シ可申候仍テ爲後日如件

何縣府下何國何郡何村何番地
 明治 年 月 日 何等末家(母末家) 何 某印

住友吉左衛門殿

第六號

請書

一何々 辭令書ノ全文ヲ記載ス

右謹テ御請仕候也

明治 年 月 日 何 某 印

重任局 御 中

第七號

進退伺書

私儀何々ノ件ニ付御取亂ヲ受ケ則テ委曲左ニ

申上候

一何々

一何々

右之通相違無之今更深ク奉恐入候此上ハ何等

ノ御處分相成候共毫モ申分無之此段申上候也

明治 年 月 日 何 某 印

重任局 御 中

第十九款 船舶規程

第一條 海員タル者ハ左ノ事項ヲ遵奉スベシ

第一 政府ノ法令本店ノ成規ヲ遵守ス

ル

第二 誠實其職ヲ盡シ深切其事ニ從ヒ

互ニ親睦ヲ旨トシ品行ヲ正フスル

第三 各自擔任ノ事ヲ執リ權限ヲ超ユ

ベカラザル

第四 船客ヲ懇切ニ待遇シ粗暴又ハ不

敬ノ所業ヲ爲スベカラザル

第五 貨物ヲ叮嚀ニ取扱ヒ濡沾毀損漏

脱ナキ様注意スル

第六 船ノ内外ヲ清潔ニシ及ヒ帳簿船

具器物ヲ整頓シ常ニ紛雜ナキ様注意

スル

第七 火ノ元ヲ警メ失火モザル様注意

スル

第二條 海員タル者ハ左ノ事項ヲ互ニ警戒シ

毫モ抵觸スベカラズ

第一 寢室ニ火ヲ貯ヘ燈ヲ點シ又ハ吸

烟スル

第二 狼リニ飲酒亂醉シ或ハ放歌爭論

等ノ所業ニ涉ル

第三 私ニ凶器及ヒ危險物ヲ船内ニ貯

藏スル

第三條 船長以下一同每朝自四月至六月四時甲板
上ニ參集敬禮ヲ表シ而シテ各擔任ノ業ニ就
クベシ
但臨時非常ノ節ハ船長等ノ指揮ニヨリ事
ニ從フベシ

第四條 船内當直若干名ヲ置キ各主務ニ從ヒ
又臨時ノ事ヲ處理スベシ其當直時間ハ碇泊
中二十四時航海中四時或ハ六時間ニ交代ス
ベシ
但事ノ重大ナルモノハ船長等ノ指揮ヲ乞

ニ照ラシ之ヲ實檢シ船長ノ指揮ヲ待ツテ之
ヲ搭載スベシ

火藥 硝石 硫黃 硫酸

酸製質ニシテ發火シ易キ製藥品

石油 マツナ 油脂 油紙ノ類

腐敗シ易キ性質ニシテ他物ノ損害ヲ來タ
ス物

第八條 水火夫長以下怪我疾病ニ罹リ職務ニ
堪ヘザレハ速ニ届出ベシ尤職務上ヨリ負傷
セシ者ハ其實況ヲ審察シ療養費ヲ給ス

ヒ之ヲ處理スベシ

第五條 碇泊中船梯ハ午前五時ヨリ午後十時
迄下降シ此時限内ニ非ザレバ出入スルヲ許
サズ又船客貨物ノ輕船附通船ノ外他船ヲ繫
付スベカラズ

第六條 碇泊中水火夫長以下上陸ノ節ハ船長
ノ允許ヲ得(其人員半數以內ヲ許スベシ)鑑札ヲ差出シ販船ノ
節之ヲ受取ルベシ若シ等閑ニ付スル者アラ
ハ不在又ハ遅刻ト見做スベシ

第七條 左ノ貨物ハ危險ノ恐レアレバ其送狀

第九條 運搬貨物ハ勿論船中賄物及ヒ船長以
下ノ荷物ト雖モ係リ員ノ檢閲ヲ經ルニアラ
ザレバ揚卸ヲ爲スベカラズ

第十條 船内ニ於テ遺失物アルモハ其物品ヲ
當直員ニ差出シ當直員ハ其手續書ヲ作り該
品ト共ニ本店或ハ最寄問屋ニ預ケ置キ其所
有主ヲ索メ之ヲ渡スベシ而シテ三ヶ月ヲ經
ルモ其本主知レザレバ重任局ノ指揮ヲ待テ
處分スベシ

第十一條 勤功或ハ失錯等アル者ハ本店ノ例

規ニヨリ之ヲ賞罰ス

百二十

正誤

一 緒言四丁第五行	哀ハ衰ノ誤植
一 三十二丁第十行	ヰハシノ誤植
一 三十五丁第九行	洲ハ州ノ誤植
一 五十五丁第四行	ヰハシノ誤植
一 五十六丁第七行	利シハ利ノ、誤植
一 六十一丁第一行	以ニハ以テノ誤植
一 百二十二丁第三行	立テハ立テノ誤植
一 百一十一丁第二行	航ハ般ノ誤植

以上